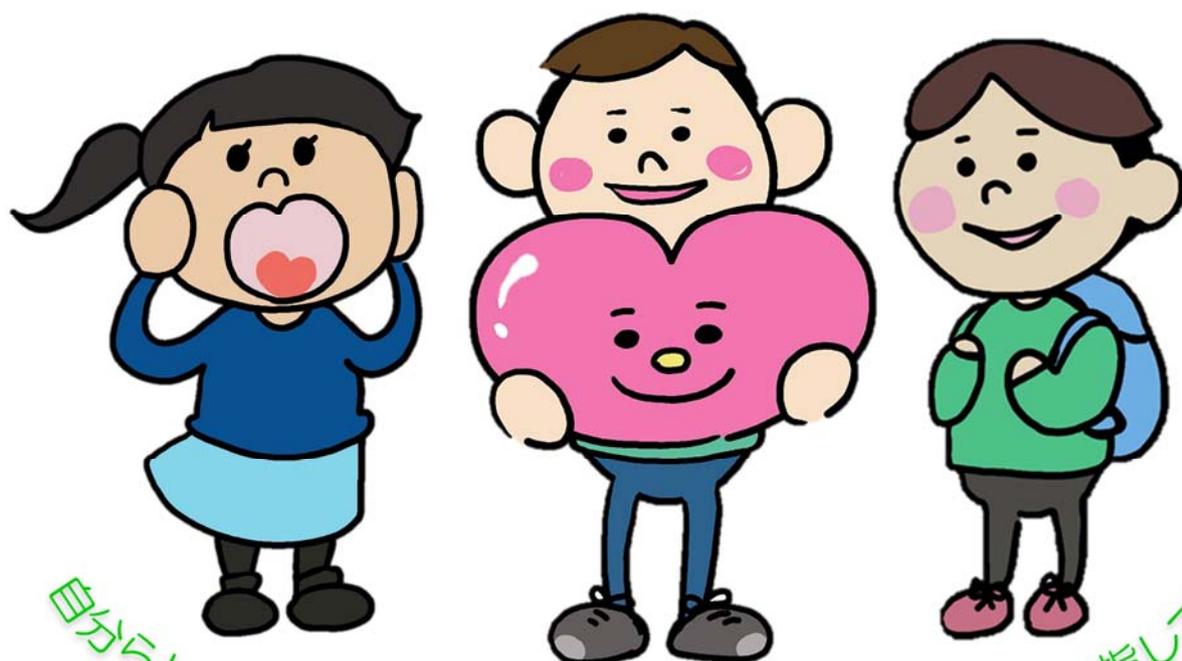


# 塩尻市障がい者福祉プラン

第九次塩尻市障がい者福祉推進プラン

第7期塩尻市障害福祉計画・第3期塩尻市障害児福祉計画

<令和6(2024)年度～令和8(2026)年度>



自分らしく安心して暮らし続けることができるまちを目指して

塩尻市

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置づけと策定の趣旨 .....	3
3 他計画との関連 .....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の見直しの考え方.....	4
6 計画の推進体制と評価・検証 .....	4
(1) 計画の推進体制 .....	4
(2) 計画の評価・検証 .....	5
<b>第2章 本市の障がい者福祉の状況</b> .....	6
1 障がい者の状況 .....	6
(1) 本市の人口と障がい者数の推移 .....	6
(2) 身体障がい者の状況 .....	7
(3) 知的障がい者の状況 .....	8
(4) 精神障がい者の状況 .....	9
(5) 障害福祉サービス支給決定者数と給付費.....	10
(6) 障がい者の雇用状況 .....	10
2 前プランの取り組みにおける成果と課題および当事者の意向.....	11
推進目標① 誰もが認められる地域づくり .....	11
推進目標② 安心して暮らせる地域づくり .....	14
推進目標③ 活躍の場がある地域づくり.....	18
推進目標④ 多様な育ちを支える地域づくり .....	22
3 本市の障がい福祉における現状の課題 .....	25
(1) 全市民に向けた理解促進と必要な情報を得られる環境づくり.....	25
(2) 気軽に相談し、必要なサービス・支援が受けられる環境づくり .....	25
(3) 就労支援のさらなる強化と、社会参加しやすい環境づくり .....	26
(4) 配慮や支援が必要な子どもを支える環境づくり .....	26
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	27
1 基本目標 .....	27
2 推進目標 .....	27
3 施策の体系.....	29
<b>第4章 施策の展開</b> .....	30
推進目標1 誰もが認め合える「関係づくり」 .....	30
推進目標2 困ったときに頼れる「安心づくり」 .....	34
推進目標3 誰でも参加と活躍ができる「地域づくり」 .....	40
推進目標4 多様な育ちを支える「体制づくり」 .....	45

<b>第5章 障害福祉サービス等の提供体制(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)</b> .....	49
1 成果目標.....	49
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	49
(2) 福祉施設から一般就労への移行等.....	50
(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	51
(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	52
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	53
(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築.....	54
(7) 障がい児支援の提供体制の整備等 <b>第3期障害児福祉計画</b> .....	55
2 サービス等の見込量と確保の方策.....	56
(1) 障害福祉サービス.....	56
(2) 障がい児を対象としたサービス <b>第3期障害児福祉計画</b> .....	60
(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 <b>第3期障害児福祉計画</b> .....	61
(4) 地域生活支援事業.....	62
<b>資料編</b> .....	67
1 「障害」の表記について.....	67
2 用語解説／障害福祉サービスの内容.....	68
3 計画策定の経緯.....	78

※本文中に「\*」を付した言葉は、資料編の用語解説で説明しています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### ■わが国の動向

わが国の障がい者福祉施策は、昭和56年(1981年)の「国際障害者年」、昭和57年(1982年)「国連障害者の十年」の宣言等の国際レベルでの推進に歩調をあわせながら、中長期計画を定め、障がいのある人の自立と社会参加が推進されてきました。平成26年(2014年)1月20日には「\*障害者権利条約」の批准国となり、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されてきました。

### ～\*措置制度から利用者負担による自立支援へ～

障がい者福祉に関する法制度については、近年、わが国の社会経済の変遷に伴い、大きく変化してきました。平成15年(2003年)4月には、従来の\*措置制度から\*支援費制度が導入され、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択できるようになりました。また、平成17年(2005年)4月には、\*発達障がいのある人の自立と社会参加に関して生活全般にわたり支援を図る「\*発達障害者支援法」が施行されました。

平成18年(2006年)4月には、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を営むための制度として、「\*障害者自立支援法」が施行され、市町村による障害福祉サービスの一元的提供、利用者負担の見直し、国の財政責任の明確化等が図られました。

### ～権利と尊厳の重視へ～

その後、\*障害者自立支援法が改正され、平成25年(2013年)4月に「\*障害者総合支援法」が施行され、基本的人権を持つ個人として尊重されることが追加されたほか、理念において身近な場所で支援が受けられることやどこで誰と暮らすのかを自分で選択できることなどが盛り込まれ、施設ではなく「地域」で暮らすことや「個人の尊重」に重きを置いたものとなりました。

このほかにも、\*障害者権利条約の批准に向けて、平成23年(2011年)8月に障害者基本法が改正され、障がい者の定義の拡大と、\*合理的配慮の概念が導入されました。

平成25年(2013年)6月には\*障害者差別解消法が成立し、憲法や人権条約で保障されている権利を、障がい者にも同じように保障するため、障がいを理由としたあらゆる差別の禁止や\*社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすることなどを定め、平成28年(2016年)4月1日から施行となりました。

同じく平成25年(2013年)6月には、障害者雇用促進法が改正され、雇用分野における障がい者の差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての\*合理的配慮の提供義務を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることとなり、一定規模の民間企業にもとめられる法定雇用率は平成30年(2018年)3月から2.2%に引き上げられ、令和3年(2021年)3月からは2.3%、令和6年(2024年)4月からは2.5%、令和8年(2025年)7月からは2.7%へと段階的に引き上げることとなりました。

### ～誰もが共に安心して暮らせる、\*地域共生社会の実現に向けて～

平成28年(2016年)6月に\*障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、地域生

生活を営むための生活と就労のより一層の支援、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、障がい児支援のニーズの多様化への対応等が盛り込まれ、新たに「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務づけられました。障がい児支援の中で特に昨今クローズアップされている＊発達障がいについても、時代に合わせた支援強化を図るため、平成28年（2016年）8月に＊発達障害者支援法が全面的に改正されました。

さらに、平成28年（2016年）6月に「＊ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・障がい者・高齢者を含めすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことのできる＊我が事丸ごとの「＊地域共生社会」の実現を目指すことが示されました。これまで高齢者福祉において進められてきた「＊地域包括ケアシステム」についても、高齢者だけでなく、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など全ての人を対象とした総合的な支援体制の構築が求められていくことになります。少子高齢化・人口減少時代における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、＊地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和3年（2021年）4月から施行されました。

### ～新たな脅威 感染症や自然災害の備えや対応～

令和2年（2020年）には、世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活様式の変更を余儀なくされ、障がい福祉分野でもサービス提供や就労等に大きな影響が出ています。また、年々自然災害の脅威が高まっており、感染症対策や災害時等の緊急時対応について日頃から十分留意しながら、障がい福祉施策を進めていく必要があります。

### ■長野県の動向

長野県では、「長野県障がい者プラン」（計画期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））を策定し、障がい者の＊権利擁護や社会参加等の施策を定めているほか、令和4年には、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現のための「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」を施行しています。

### ■本市の動向

本市では、昭和57年（1982年）以降、国の施策展開に基づいて計画を策定し、医療・保健・教育・都市づくり等の分野も含めた総合的な障がい者福祉施策を展開してきました。平成18年度（2006年度）には、＊障害者自立支援法により、市町村が障害福祉サービスを一元的に提供することを受けて、本市では、障がい者の暮らしを総合的に支援する「塩尻市障がい者福祉推進プラン」にあわせて、サービス種類ごとの必要量を確保するための「塩尻市障害福祉計画」の策定を行い、計画的な推進を図ってきました。

このたび、「第八次塩尻市障がい者福祉推進プラン」及び「第6期塩尻市障害福祉計画・第2期塩尻市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の基本指針や現状の評価を踏まえ、これまで整備してきた体制の機能強化やサービスの質的な向上を目指し、新たな計画を策定します。策定年度には、「第六次塩尻市総合計画」「第四次塩尻市地域福祉計画」という本計画の上位計画も同時に策定されることから、その内容との整合を図り、全市的な連携のもとに障がい福祉施策を推進していきます。

## 2 計画の位置づけと策定の趣旨

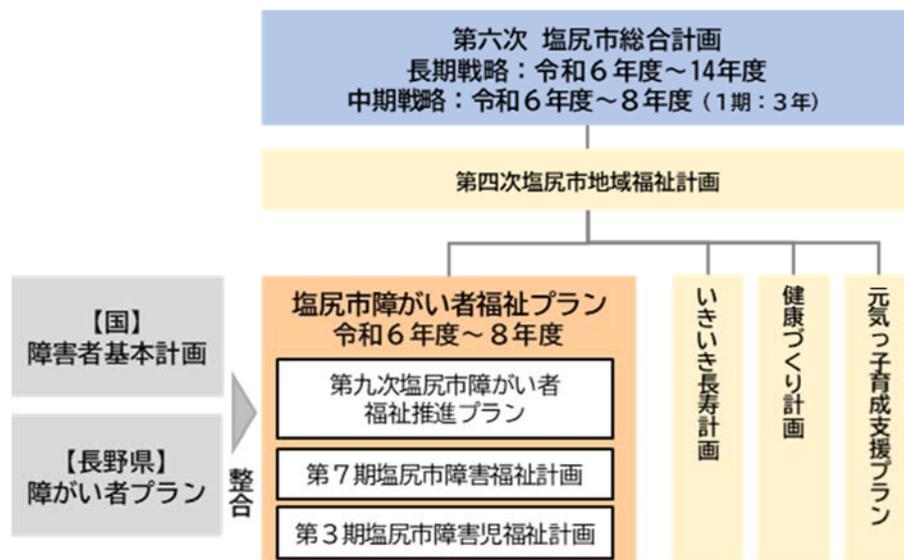
- 本プランは法律の規定に基づいた以下の3つの計画から構成され、「塩尻市障がい者福祉プラン」として一体的に策定・推進するものです。
- 「第5章 障害福祉サービス等の提供体制」を第7期塩尻市障害福祉計画及び第3期塩尻市障害児福祉計画として位置づけ、サービスや事業の提供体制の計画的な推進目標を設定しています。

本プランの構成		法的根拠	策定の目的
塩尻市障がい者福祉プラン	市町村障がい者計画	第九次塩尻市障がい者福祉推進プラン	市町村における障がい者施策の基本的方向性を定める。
	市町村障害福祉計画	第7期塩尻市障害福祉計画	
		第3期塩尻市障害児福祉計画	児童福祉法（第33条の20第1項）

## 3 他計画との関連

- 本プランは、松本圏域や長野県、国の方針に合わせて事業を展開します。
- 国の\*障害者基本計画、長野県の障がい者プランとの整合を図ります。
- 本市においては、上位計画（マスタープラン）にあたる第六次塩尻市総合計画及び第四次塩尻市地域福祉計画に関連する個別計画と連携し、効率的かつ効果的に施策を推進します。

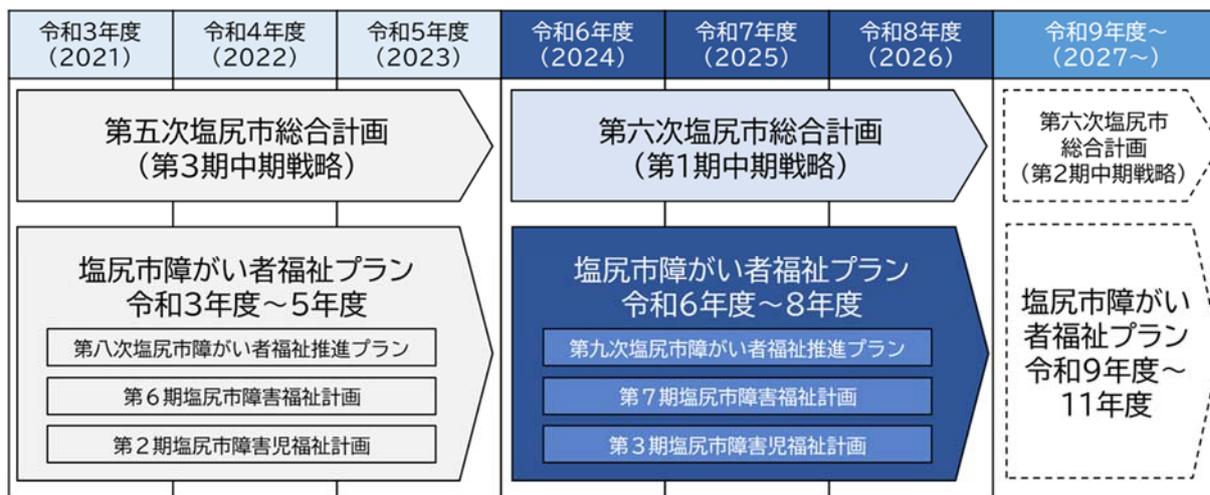
### 関連計画



## 4 計画の期間

- 本プランは、第六次塩尻市総合計画と一体的な推進を図るため、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）とします。

### 本プランの計画期間



## 5 計画の見直しの考え方

- 本プランの計画期間中は、計画の大きな方針に関わる法改正は行われる予定はないため、前プランの基本的な内容を引き継ぎながら、国が示す基本的な考え方や、これまでの取り組みの成果や課題、及び障害者手帳所持者を対象とした障がい者福祉に関するアンケートの結果を基に、必要な見直しを行います。また、新型コロナウイルス感染症による影響や災害への備えなど新たに対応すべき時代変化や本市の課題・地域特性等を踏まえながら、必要な見直しを行います。
- 第7期塩尻市障害福祉計画・第3期塩尻市障害児福祉計画部分については、これまでの成果目標を継承しながら、これまで整備してきた体制を活かして、機能強化やサービスの質的な向上を図ることに重点を置いた見直しを行っています。

## 6 計画の推進体制と評価・検証

### (1) 計画の推進体制

#### ○ 庁内体制の連携

庁内の政策調整プロジェクト会議等を通じて、福祉支援課とその他関係部署との連携を図りながら、障がい者が自立して生活できるまちづくりを進めます。

#### ○ 関係団体等との連携

関係機関や市民団体、事業者と連携するとともに、\*自立支援協議会とも連携しながら障がい者の自立を推進します。

#### ○ 地域福祉推進協議会等の開催

地域福祉の視点から障がい者福祉を進めるため、\*地域福祉推進協議会や\*自立支援協議会等、幅広い市民の声を反映させるための協議の場を設けます。

○ **支え合いのまちづくり**

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して共に暮らせるまちづくりが求められています。そのための地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。

**(2) 計画の評価・検証**

- 計画に即した施策の展開が図られるよう、\*地域福祉推進協議会、\*自立支援協議会など障がい者福祉に関係する市民や団体等の意見を取り入れながら、施策推進の効果や課題を検討し、継続的な改善につなげます。
- また、今後の国の障がい者施策等の動向や社会状況の変化を見極めつつ、必要な見直しを行います。

## 第2章 本市の障がい者福祉の状況

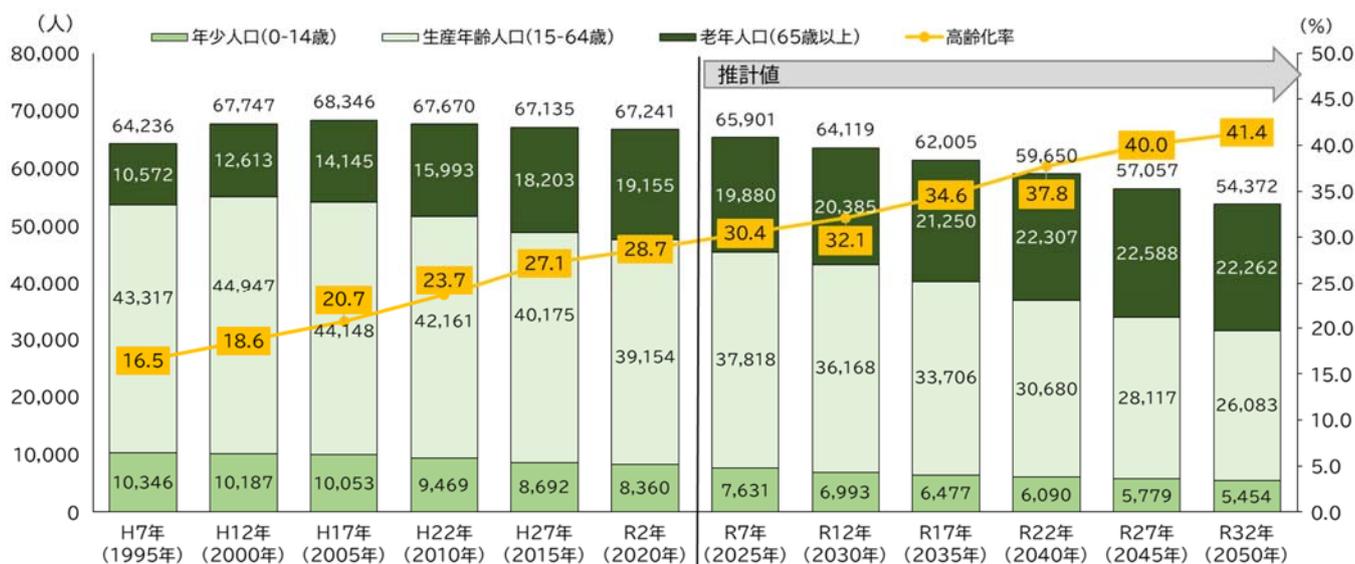
### 1 障がい者の状況

#### (1) 本市の人口と障がい者数の推移

本市の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）は67,241人となっています。平成7年（1995年）から老年人口（65歳以上）が年少人口（15歳未満）を上回りはじめ、平成12年（2000年）以降は生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあります。老年人口は、今後も増加の一途をたどり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には高齢化率は30%を超えると推計されています。令和22年（2040年）には生産年齢人口が30,680人となり、令和2年（2020年）の約78.3%に縮小すると推計されています。

高齢になるほど身体障がい者や認知症の割合が高くなることから、高齢化により障がい者数が増加するとともに、障がいの程度も重度化することが予想されます。

図表 1 総人口及び年齢3区分人口の推移

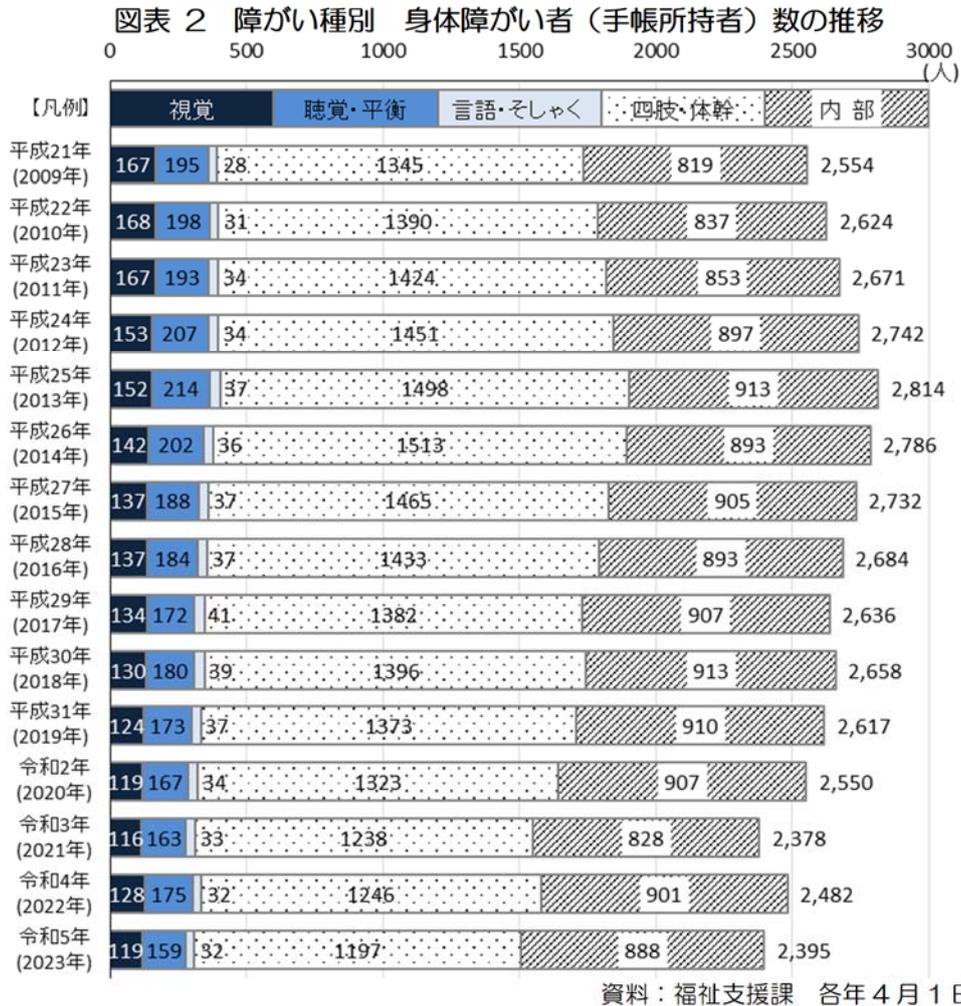


出典：実績／総務省「国勢調査」、推計／塩尻市企画課による推計  
 注：総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢の合計値と一致しない

## (2) 身体障がい者の状況

身体障がい者の総数は、平成25年（2013年）をピークに減少傾向にあります。障がい種別にみると四肢・体幹の障がいが多く、次いで内部障がいが多い状況です。

年齢別には、65歳以上の高齢者が約75%を占めています。



図表3 年齢別・障がい等級別 身体障がい者（手帳所持者）数

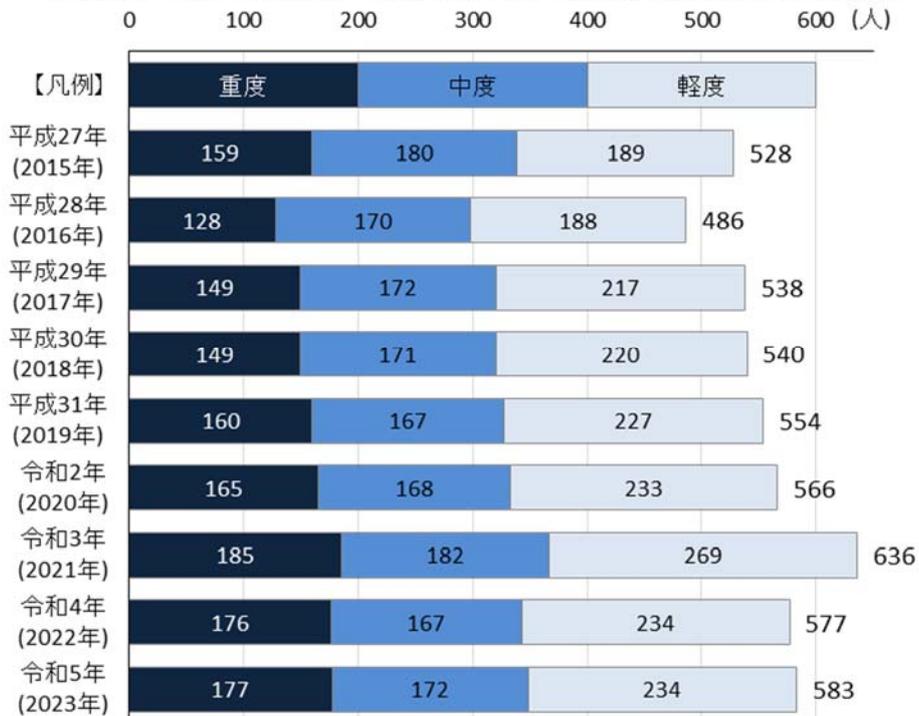
年齢 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合
0～5歳	1	3	0	0	0	2	6	0.3
6～14歳	10	5	6	1	0	1	23	1.0
15～17歳	2	4	1	0	0	2	9	0.4
18～19歳	4	1	0	0	0	0	5	0.2
20～39歳	25	15	12	12	3	9	76	3.2
40～49歳	38	17	22	29	3	7	116	4.8
50～59歳	72	47	31	57	22	9	238	9.9
60～64歳	27	23	18	24	20	8	120	5.0
65～74歳	130	85	97	118	43	21	494	20.6
75歳以上	395	126	268	340	98	81	1308	54.6
計	704	326	455	581	189	140	2,395	100.0

資料：福祉支援課 令和5年（2023年）4月1日

### (3) 知的障がい者の状況

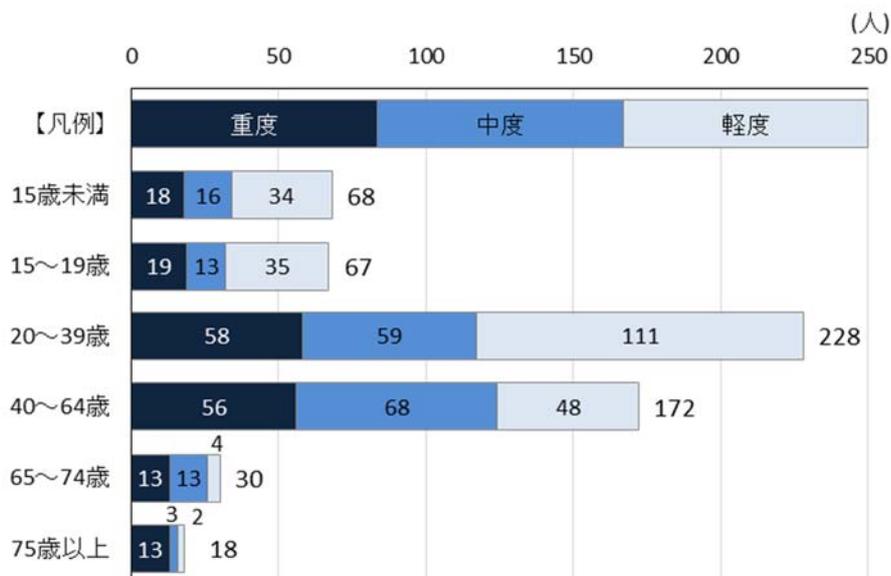
知的障がい者数はやや増加傾向で、平成27年（2015年）から令和5年（2023年）にかけて約1.1倍となっています。年齢別にみると、20～39歳が最も多く、次いで40～64歳が多くなっています。

図表 4 障がい程度別 知的障がい者（療育手帳所持者）数の推移



資料：福祉支援課 各年4月1日

図表 5 年齢別・障がい程度別 知的障がい者（療育手帳所持者）数



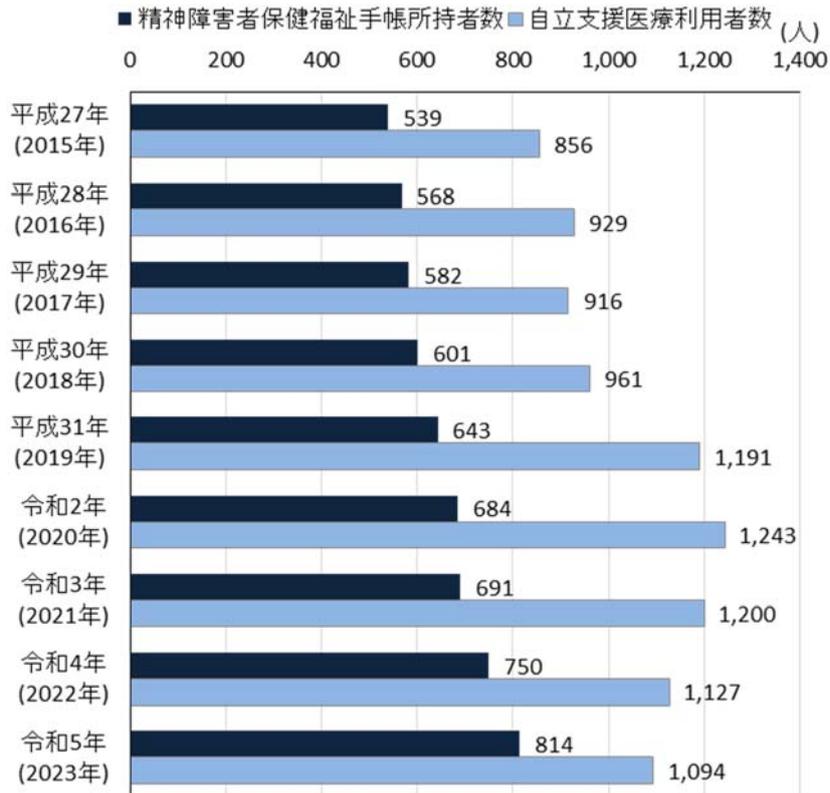
資料：福祉支援課 令和5年（2023年）4月1日

#### (4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 27 年（2015 年）から令和 5 年（2023 年）にかけて約 1.5 倍になっています。\* 自立支援医療利用者数も同様に増加傾向にありましたが、令和 2 年（2020 年）をピークに減少に転じています。

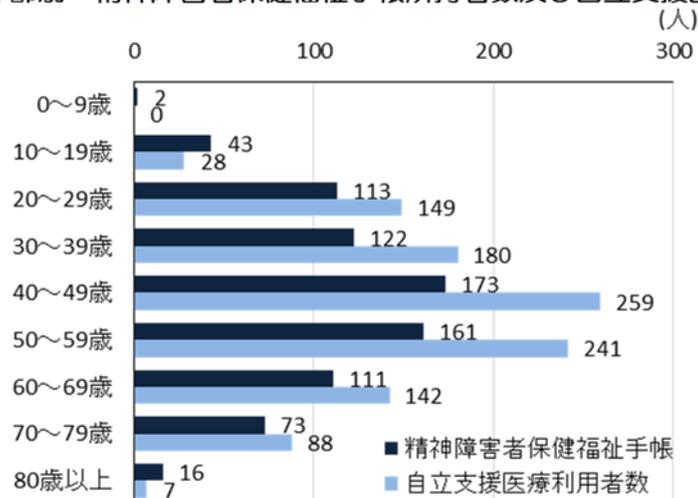
年齢別にみると、40～49 歳が精神障害者保健福祉手帳所持者、\* 自立支援医療利用者ともに最も多くなっています。

図表 6 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療利用者数の推移



資料：福祉支援課 各年 4 月 1 日

図表 7 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療利用者数



資料：福祉支援課 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日

### (5) 障害福祉サービス支給決定者数と給付費

障害福祉サービスの支給決定者数・給付費は、令和4年度（2022年度）で552人・12億4,900万円となっています。

経年でみると、いずれも増加しており、平成27年度（2015年度）から令和4年度（2022年度）にかけて、支給決定者数で約1.4倍、給付費で約1.6倍となっています。

図表8 障害福祉サービス支給決定数と給付費の推移



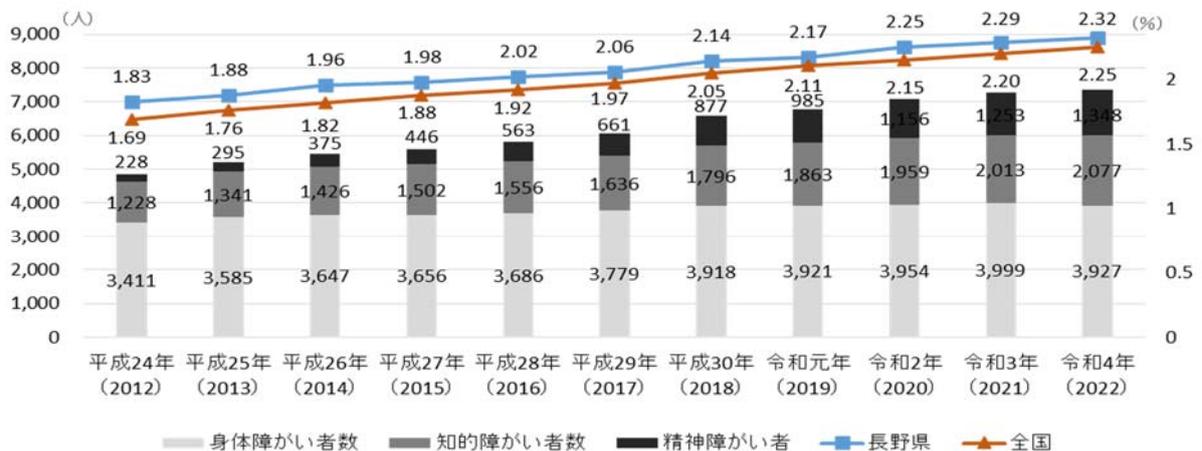
資料：福祉支援課

### (6) 障がい者の雇用状況

長野県内の民間企業における雇用障がい者数は、令和4年（2022年）で7,352人となっており、実雇用率は全国よりも高い水準で推移しています。

地方公共団体としての塩尻市役所及び関連施設における実雇用率は、令和4年（2022年）には2.79%となっています。

図表9 民間企業の雇用障がい者数・実雇用率の推移（長野県）



資料：長野労働局

図表10 地方公共団体＜塩尻市・塩尻市教育委員会＞における雇用状況

	塩尻市		塩尻市教育委員会	
	障がい者数(人)	実雇用率(%)	障がい者数(人)	実雇用率(%)
平成28年(2016年)	5	1.55	1	1.33
平成29年(2017年)	7	2.06	1	1.41
平成30年(2018年)	9	2.79	2	2.44
令和元年(2019年)	3	0.96	4	5.19
令和2年(2020年)	8	2.63	2	2.56
令和3年(2021年)	8	2.78	3	3.85
令和4年(2022年)	8	2.79	1	1.32

資料：福祉支援課

## 2 前プランの取り組みにおける成果と課題および当事者の意向

本節では、前プランの推進目標ごとに、目標達成状況や成果・課題を整理します。併せて、障がい福祉に関するアンケート調査より、関連する結果を示します。

### 【障がい福祉に関するアンケート調査の概要】

#### ◆実施方法

- 調査対象者 : 18歳未満の障害者手帳所持者 100人  
18歳以上の障害者手帳所持者 400人
- 抽出方法 : 無作為抽出
- 調査方法 : 郵送調査
- 実施期間 : 令和5年(2023年)7月3日~7月28日
- 調査票記入者 : 封筒の宛名の「本人」(障がいのある方)もしくは「本人の家族」、「家族以外の介助者」へ記入を依頼

#### ◆回収状況

- 回収数 : 18歳未満 48件 / 18歳以上 189件
- 回収率 : 18歳未満 48.0% / 18歳以上 47.3%

障がい種別	送付数		回収数		回収率(%)	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
身体障がい	25	147	14	66	56.0	44.9
知的障がい	68	112	31	57	45.6	50.9
精神障がい	19	166	11	81	57.9	48.8
合計	100	400	48	189	48.0	47.3

※複数の障がいを有する場合がありますため、障がい種別の数字を足したものは合計と一致しない

## 推進目標① 誰もが認められる地域づくり

\*1/R4年4月から市内の小中学校及び高校数は17校

\*2/県政アンケートで同設問がなくなったため測定できず

### 施策1 障がいに対する学びと理解の促進

●数値目標	令和2年 (現状値)	令和3年 (実績値)	令和4年 (実績値)	令和5年 (目標/実績値)
福祉に関する学習を実施した学校数 (市社会福祉協議会福祉普及校補助金申請数)	16校 (R1年度)	14校	13校	18校(目標)*1 16校(実績)
ヘルプマークの意味を知っている人の割合 (県政アンケート)	44.2%	*2	*2	60%(目標) *2
●主な取り組みと成果		●課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な学習の時間などを中心に福祉に対する理解を深める教育を展開しました。市社会福祉協議会が実施する体験教育、養護学校との交流、手話講座、人権教育など幅広い活動を実施しました。</li> <li>障がいへの理解促進やヘルプマークの周知を継続。塩尻市手話言語条例の施行に伴い、手話の推進方針を定めて普及を進めています。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体・機関と連携しながら、多様な福祉教育プログラムを企画・運営していく必要があります。</li> <li>手話言語の推進と同様に、様々な障がいの特性への理解促進のための周知・啓発を継続していく必要があります。</li> <li>ヘルプマークの認知調査が実施されなかったため、数値目標を再検討する必要がある。</li> </ul>		

## 施策 2 差別や偏見のない社会の構築

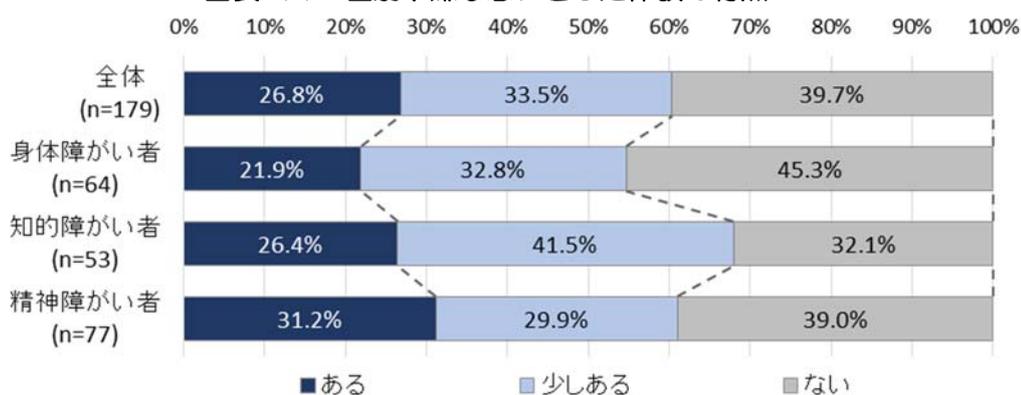
\*1/アンケートは3年に一度の実施のため結果なし

●数値目標	令和2年 (現状値)	令和3年 (実績値)	令和4年 (実績値)	令和5年 (目標/実績値)
障がいにより差別や嫌な思いをした経験をした人の割合 (障がい者福祉に関するアンケート調査)	57.3%	*1	*1	45.0%(目標) 60.3%(実績)
●主な取り組みと成果		●課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいへの理解促進の広報、虐待等の通報から安全確保へ迅速に対応できるよう緊急避難先の確保や関係者間連携を行ったほか、「権利擁護ネットワーク会議」を新設しました。</li> <li>*情報アクセシビリティの取り組みとして、事業者への手話等の意思疎通方法の周知や、選挙情報等の視覚障がい者への提供支援を実施したほか、図書館の対面朗読サービスや電子図書館「アクセシブルライブラリー」の提供受付も開始しました。</li> <li>歩道の勾配の緩和、点字ブロックの設置、身障者用トイレや車いす使用者用駐車区画の設置等、ハード整備も推進しました。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の対応は相談と発見だけでは予防にならないので、当事者に係る全ての人へ、啓発が必要です。</li> <li>*情報アクセシビリティについては、「アクセシブルライブラリー」など利用可能な様々なサービスがありながら認知度が低く、利用を掘り起こす周知が必要です。</li> <li>当事者への情報保障と合わせ、当事者の周囲にいる人に対し、「*心のバリアフリー」の実現に向けた障がいへの理解促進が必要です。</li> <li>ハード整備には費用と時間がかかるため、今後も都市公園など要望の強い所を中心に着実に整備を進める必要があります。</li> </ul>		

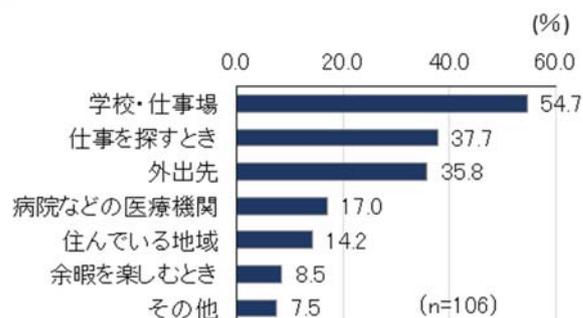
### ■差別・偏見の体験について

差別や嫌な思いをした体験が「ある」「少しある」との回答が全体の約6割を占め、知的および精神障がいではその割合が全体平均より高くなっています。場所では「学校・仕事場」の割合が最も高くなっています。

図表 11 差別や嫌な思いをした体験の有無



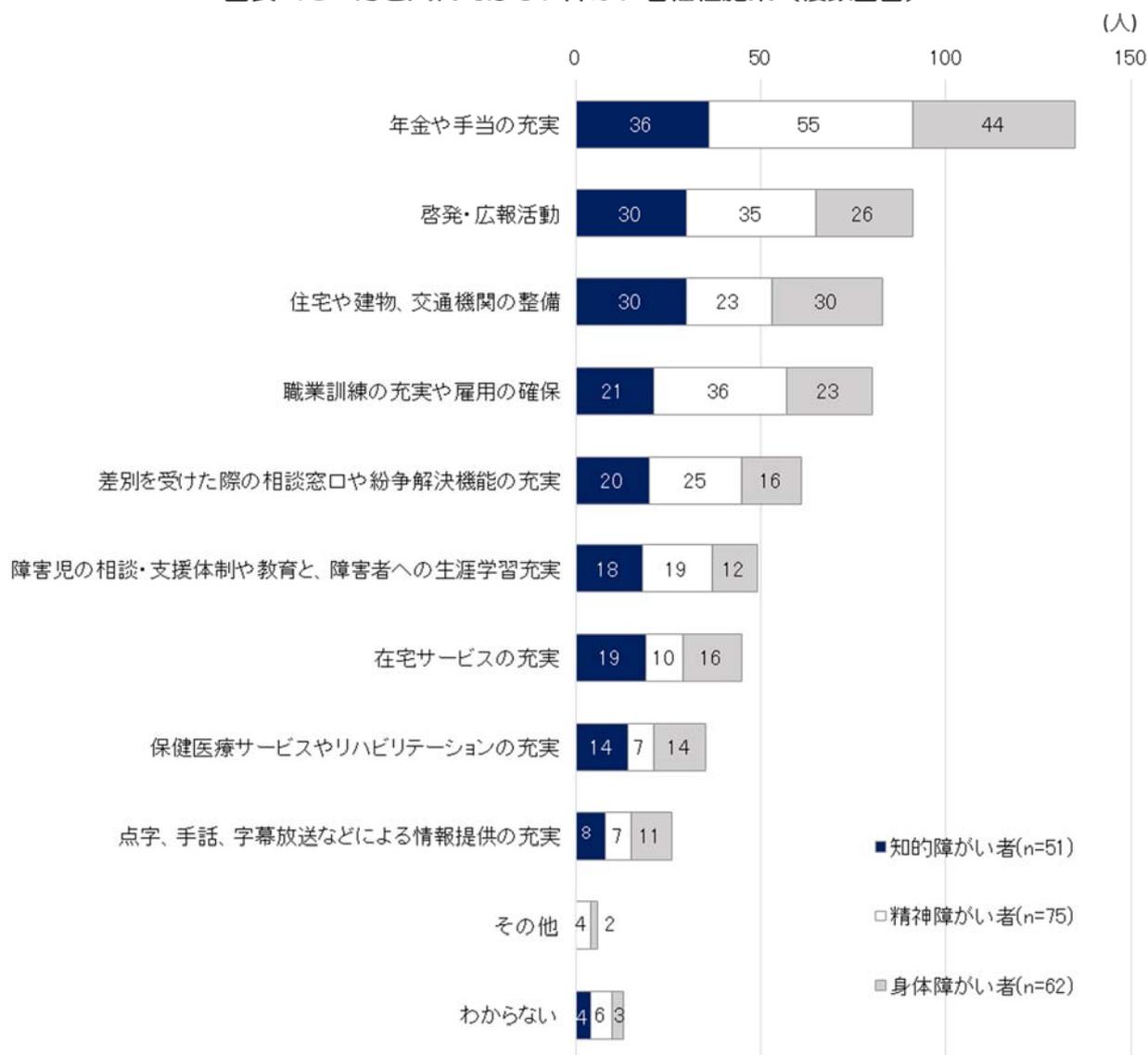
図表 12 差別や嫌な思いをした場所



## ■力を入れてほしい障がい者福祉施策

「年金や手当の充実」が最も多く、次いで「啓発・広報活動」や「住宅や建物、交通機関の整備」「職業訓練の充実や雇用の確保」が多くあげられています。

図表 13 力を入れてほしい障がい者福祉施策（複数回答）



## 推進目標② 安心して暮らせる地域づくり

### 施策 1 相談しやすい環境の整備

\*1/アンケートは3年に一度の実施のため結果なし

●数値目標	令和2年 (現状値)	令和3年 (実績値)	令和4年 (実績値)	令和5年 (目標/実績値)
障がい者総合相談支援センターを利用したことがある障がい者の割合 (障がい者福祉に関するアンケート調査)	21.6%	*1	*1	35.0%(目標) 19.0%(実績)
●主な取り組みと成果		●課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者総合相談支援センターボイスの利用は順調に増加しています。地域の相談支援専門員の人数や*相談支援事業所数は現状維持だが、令和2年度から始まった*障がい者基幹相談支援センターの機能や*地域生活支援拠点等事業を開始しており、体制整備が進んでいます。</li> <li>子育て支援センターでは子育てに関する相談内容に応じ、健康づくり課など関係課を交えたオンラインによる相談を実施しています。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの事業所も人員不足で人材確保とスキルアップが課題となっています。令和6年の障害者総合支援法の改正や障害福祉サービスの報酬改定の状況を見ながら、事業所が安定して相談支援に人員を割ける環境整備を研究する必要があります。</li> <li>地域で包括的に相談を受け止める体制づくりが課題です。*自立支援協議会にて事例共有等により地域単位で相談支援体制を強化していく等の具体策が求められています。</li> </ul>		

### 施策 2 生活を支える多様なサービスや制度利用の促進

\*1/令和5年10月時点のもの

●数値目標	令和元年 (現状値)	令和3年 (実績値)	令和4年 (実績値)	令和5年 (目標/実績値)
障害福祉サービス支給決定者数	441人	507人	552人	469人(目標) 553人(実績)*1
障がい者への福祉サービスが充実していると考える市民の割合 (市民意識調査)	23.4% (令和2年度)	29.5%	29%	26%(目標) 24.5%(暮らしている地域は、心や体などに障がいがあっても安心して暮らせると感じる市民の割合(市民意識調査))
●主な取り組みと成果		●課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系サービスでは、重度訪問介護などサービス利用件数が増えた事業について市外事業者が増えたことでニーズに応えられている。</li> <li>*地域生活支援拠点等事業については、松本圏域として実施しているひとり暮らし体験事業、緊急時空床確保事業を実施している。</li> <li>強度行動障がい者の受入体制は、事業者の人材育成を目的に日中一時支援事業の単価を引き上げ、人員確保と必要な支援体制を拡充する取り組みを始めたが、日中活動系サービスの利用や施設入所の受入体制構築にはまだ時間がかかり、在宅支援の拡充を行っている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障がい児者を支援できる事業所・施設・入所定員は不足しており、松本圏域での連携した事業実施が求められる。</li> <li>感染症対策のためサービスの体験利用や施設見学に制約が出ている。</li> <li>障がい者の高齢化も進んでおり、介護保険サービスの利用や介護施設も含めた多様な生活支援を選択できる体制の整備やサービス利用に関する情報提供、情報発信が必要。</li> <li>数値目標を市民意識調査の「福祉サービスが充実」を用いていたが、多様な制度利用を含めた「障がいがあっても安心して暮らせると感じる」に変更しました。</li> </ul>		

### 施策3 地域での支え合い体制の構築

\*1/令和5年10月時点のもの

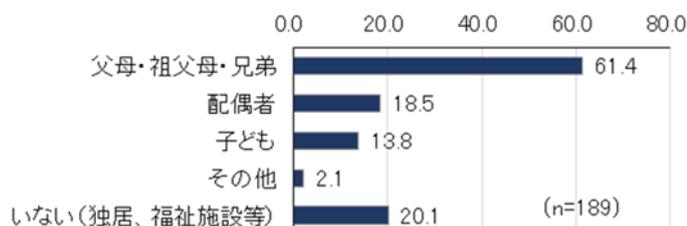
●数値目標	令和元年 (基準値)	令和3年 (実績値)	令和4年 (実績値)	令和5年 (目標/実績値)
奉仕員養成講座修了者数 (手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員)	23人	38人	48人	43人(目標) 46人(実績)*1
避難行動要支援者登録制度に登録する障がい者の人数	243人	225人	213人	260人(目標) 211人(実績)*1
●主な取り組みと成果			●課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座などを実施しています。</li> <li>「こころの健康相談」の利用者は9割以上が新規の相談で、うち4割は精神科の受診勧奨となっており、早期からの心のケア推進につなげています。ヘルスアップ委員やケアマネジャー、市職員への研修により自殺予防人材の育成も実施しています。</li> <li>防災訓練への手話通訳者派遣、防災無線の文字放送受信機の配布等を引き続き実施しています。緊急メールしおじりのSNS連動により情報伝達手段の多様化を推進したほか、避難所の感染対策マニュアルを作成しました。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの内容で引きこもり相談窓口が変わるため、関係課の情報共有が引き続き重要です。</li> <li>子どもの健やかな発達につなげるため、関係課や関係機関が情報共有・連携をしながら、切れ目のない関わりを継続することが重要です。</li> <li>要支援者のための個別避難計画は未作成で、地域でも協議が必要です。福祉避難所の運営マニュアルの整備や、それに即した訓練の実施も求められます。ハザードマップを障がいに配慮した内容とすることや、障がい者が利用できる防災ツールの活用等の検討も継続する必要があります。</li> </ul>	

#### ■同居家族と介助の状況

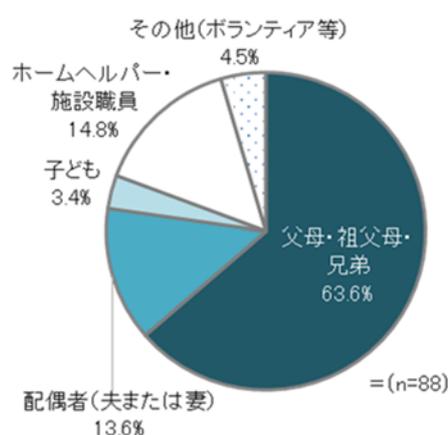
同居している人は「父母・祖父母・兄弟」が最も多くなっています。

介助者は「父母・祖父母・兄弟」が63.6%で最も多く、3年前の前回調査(51.5%)から大きく増えており、ホームヘルパー・施設職員は前回調査(25.5%)から大きく減っています。また、介助者の年齢は60代以上が53.4%を占めています。

図表14 同居人(複数回答) (%)



図表15 介助者



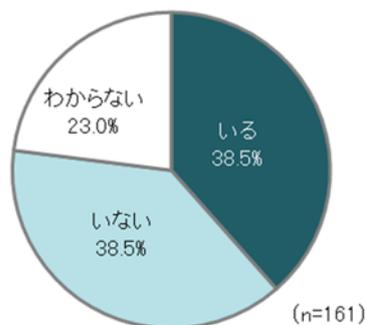
図表16 介助者の年齢

介助者の年齢	回答数	割合 (%)
20代	4	5.5
30代	1	1.4
40代	7	9.6
50代	22	30.1
60代	17	23.3
70代	17	23.3
80代	5	6.8
合計	73	100.0

### ■家族不在時に助けてくれる人の有無

ひとり暮らしまたは家族と暮らしている人に、家族が不在のときに助けてくれる人の有無を聞いたところ、「いる」は38.5%、「いない」が38.5%、「わからない」が23.0%となっています。

図表 17 家族不在時に助けてくれる人の有無



### ■困りごとや必要な支援

相談したい困りごとについては、「経済的なこと」が最も割合が高くなっています(43.9%)。次いで、「親の高齢化」「就労」「将来の介助」となっています。

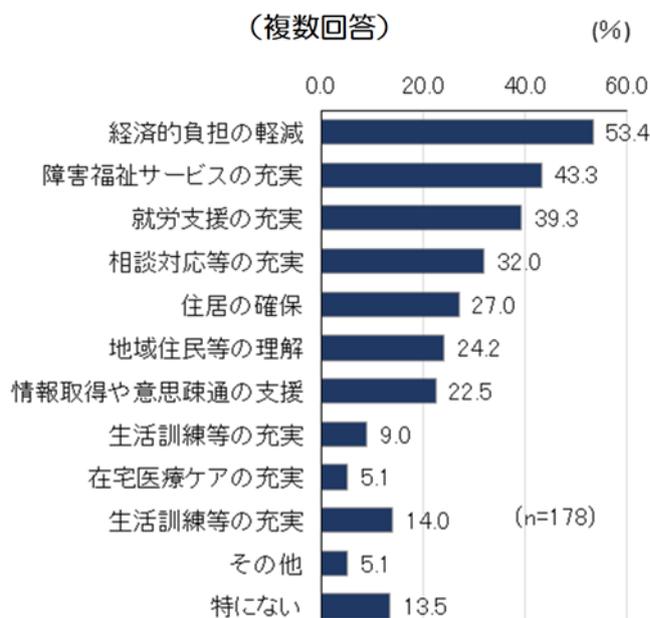
また地域で暮らすために必要な支援を聞くと、「経済的負担の軽減」が53.4%と最も割合が高く、次いで「障害福祉サービスの充実」「就労支援の充実」となっています。

困りごと、必要な支援のいずれも、経済的問題についての回答が多い状況となっています。

図表 18 困りごと・相談したいこと (複数回答)



図表 19 地域で暮らすために必要な支援



## ■外出時に不安を覚えること

外出時に不安を覚えることとしては、「困ったときにどうすればよいか心配」が最も多く31.4%となっています。次いで、「周囲の目が気になる」「道路や駅の段差」と続きます。

図表 20 外出時に不安を覚えること（複数回答）

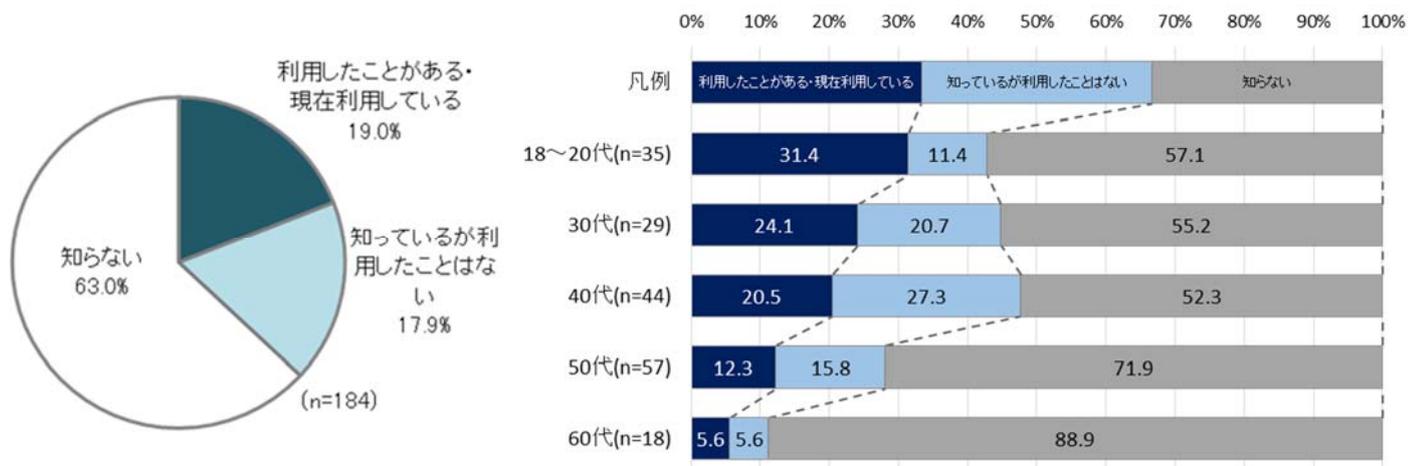


## ■障がい者総合相談支援センターボイスの認知・利用状況

障がい者総合相談支援センターボイスの認知・利用状況については、利用経験がある人は19.0%にとどまり、知っていても利用したことはないが17.9%、「知らない」が6割以上を占める状況となっています。

年代別にみると、利用したことのある割合は18～20代で31.4%ですが、年代があがるほど割合が低くなっています。

図表 21 障がい者総合相談支援センターボイスの認知・利用状況



### 推進目標③ 活躍の場がある地域づくり

#### 施策 1 地域における多様な居場所の整備

\*1/第6期実績については令和5年12月時点のもの

●数値目標	第5期計画期間中(平成30年度～令和2年度)(現状値)	第6期計画期間中(令和3年度～令和5年度)(目標/実績値)
施設入所者の地域移行支援者数	0人	4人(目標) 0人(実績)*1
●主な取り組みと成果		●課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活に必要な経済的支援や医療について、病院退院時等に適切に案内しています。</li> <li>引きこもり対策として、若者支援プランの策定、子ども・若者サポーターの配置、わかもの支援連絡会の設置等により、関係機関との連携を深めながら情報共有やケース検討、相談支援を実施しています。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所希望者は増えているが、入所者の地域移行は本人のアセスメントや家族等の意向がないことなどから進んでいません。</li> <li>地域移行より、高齢になった施設入所者をどのようにして高齢者施設等へ移行させるかが大きな課題となっています。</li> <li>地域の中で安心して暮らすためには本人の*権利擁護が不可欠であり、*日常生活自立支援事業や*成年後見制度などの利用が見込まれるが、事業や制度の理解・周知を進めるとともに、利用促進に向けた財源確保が必要です。</li> </ul>

#### 施策 2 雇用・就労の機会の拡大

\*1/令和5年12月時点のもの

\*2/アンケートは3年に一度の実施のため結果なし

●数値目標	令和元年(現状値)	令和3年(実績値)	令和4年(実績値)	令和5年(目標/実績値)
福祉施設から一般就労への移行者数	4人	4人	7人	7人(目標) 7人(実績)*1
就労によって収入を得ている人の割合(障がい者福祉に関するアンケート調査)	44.3%(令和2年度)	*2	*2	50.0%(目標) 41.0%(実績)
市内事業所における障がい者実雇用率	2.0%	2.0%	2.0%	2.3%(目標) 2.1%(実績)
●主な取り組みと成果			●課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援事業所の紹介や障がい者雇用率制度の周知を実施しました。一般就労移行者は増加しており、併せて就労定着支援の利用者も増加しており、就労後の継続した支援が行えています。</li> <li>障がい者総合相談支援センターボイスによる就労相談は令和3年度359件、令和4年度181件で、それぞれ個別支援を行っています。</li> <li>障害者就労施設等からの優先調達を推進しました。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の就労継続支援事業所は増えておらず、特にA型は依然0事業所です。選択の幅を広げるためにも市内にA型事業所等の新設に向けた取り組みの検討が必要です。</li> <li>法定雇用率適用となる事業所の個別情報はハローワークによる調査に基づいており、定期的な情報交換などの連携が今後も必要です。</li> </ul>	

### 施策 3 多様な社会参加の促進

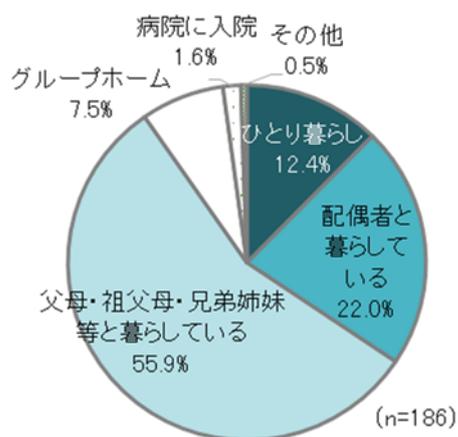
\*1/令和5年12月時点のもの

●数値目標	令和元年 (現状値)	令和3年 (実績値)	令和4年 (実績値)	令和5年 (目標/実績値)
移動支援の利用者数	128人	126人	114人	138人(目標) 137人(実績)*1
* 地域活動支援センターの障がい者向け講座に参加する人数	54人	54人	51人	60人(目標) 49人(実績)*1
●主な取り組みと成果			●課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>中央公民館主催の聴覚障がい者と学ぶ講座や、各種のスポーツ、芸術のイベントを運営しながら、手話通訳者の配置など、誰もが参加しやすい環境づくりを推進しています。</li> <li>生涯学習活動を行う福祉団体に対し、総合文化センター貸館利用を減免するなど、社会活動のしやすい環境づくりを推進しています。</li> <li>地域活性化プラットフォーム事業等の実施により、地域の特性を生かした世代間交流の促進や地域の連帯感の醸成を促しました。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中に参加しやすい環境は整いつつあるが、周知や関係者による促しなど、当事者や支援者が踏み出す最初の一步の後押しが必要です。</li> <li>イベント等の内容や開催方法についてはよりよい形を研究していくことが必要です。</li> <li>各団体の活動が横の連携につながっておらず、 * 自立支援協議会で当事者部会の設置などを進めつつ、多様な主体の参画や地域住民の相互理解、活動の場の増やす支援が必要です。</li> </ul>	

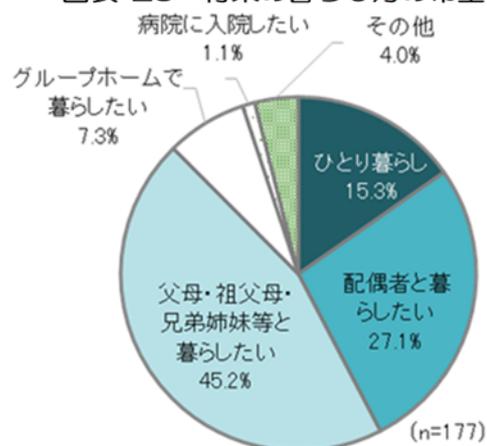
#### ■現在と将来の暮らし方

現在の暮らし方と将来の暮らし方の希望との差をみると、「ひとり暮らし」が12.4%から15.3%に、「配偶者と暮らす」が22.0%から27.1%に増えています。一方で、「父母・祖父母・兄弟姉妹等と暮らす」については、現状は55.9%で、将来の希望は45.2%と減っています。

図表 22 現在の暮らし方



図表 23 将来の暮らし方の希望

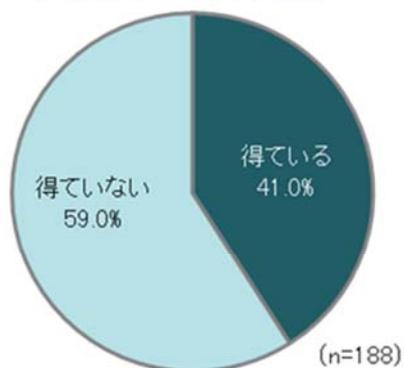


## ■収入の状況

仕事をして収入を得ている障がい者は41.0%であり、年収は80～150万円未満が最も多く31.6%となっています。就労形態は、「非常勤職員・派遣職員」が最も多く、次いで「正社員」があげられています。

※ここでの就労には、福祉施設や作業所等で収入を得ている方は含みません。

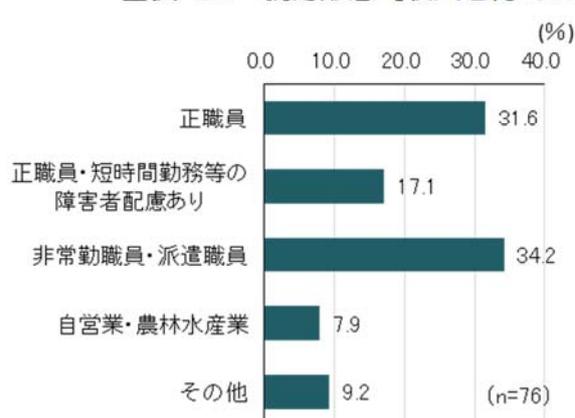
図表 24 収入の有無



図表 25 年収の状況 [収入を得ている人]



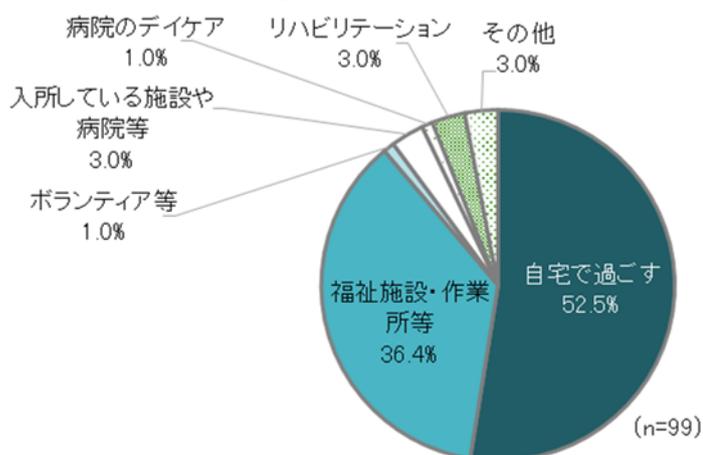
図表 26 就労形態 [収入を得ている人]



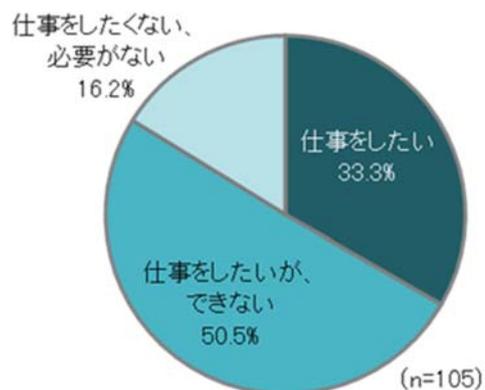
## ■現在収入を得ていない人の意向

収入を得ていない人の52.5%が自宅で日中を過ごしています。また、今後収入を得る仕事をしたいと考えている人は33.3%となっています。

図表 27 日中の過ごし方 [収入を得ていない人]



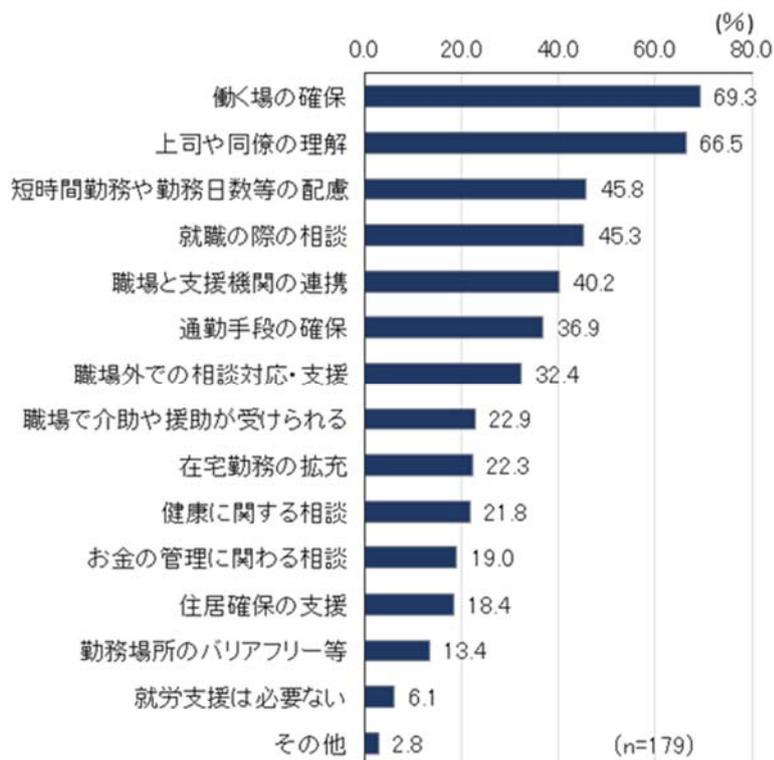
図表 28 今後の就労意欲 [収入を得ていない人]



## ■必要な就労支援

就労のために必要な支援は、「働く場の確保」をあげる割合が最も高くなっています（69.3%）。次いで、「上司や同僚の理解」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「就職の際の相談」となっています。

図表 29 就労支援として必要なこと（複数回答）



## 推進目標④多様な育ちを支える地域づくり

### 施策 1 切れ目ない発達支援

\*1/令和5年10月時点のもの

●数値目標	令和元年 (現状値)	令和3年 (実績値)	令和4年 (実績値)	令和5年 (目標/実績値)
児童通所の支給決定者数	183人	196人	227人	198人(目標) 238人(実績)*1
児童通所利用児童数(1か月あたり)	166人	170人	191人	197人(目標) 212人(実績)*1
●主な取り組みと成果			●課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・*障がい者基幹相談支援センターと*障がい者総合相談支援センターボイスを合わせた相談員は3人体制を維持し、地域の*相談支援事業所への研修等も実施しました。また療育ネットワーク会議の開催により関係機関の連携を推進しています。</li> <li>・「元気っ子応援事業」として0～18歳までの成長発達支援を実施。関連部署・機関とも連携し、保健・福祉・医療・教育等の各分野の担当者の連携・コーディネートによって保護者への助言・相談体制を整備しています。</li> <li>・言語聴覚士、作業療法士が巡回するなどの発達支援に取り組んでいます。</li> <li>・公立保育園では、「個別保育計画」に応じた具体的支援を実施したほか、研修による保育人材育成や人材バンク等による確保も進めました。</li> <li>・子育ての不安軽減や正しい知識の普及啓発、地域全体で子育て家庭を支えていく意識の醸成を目的に講演会の開催やペアレントサポートプログラムを実施しました。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・*相談支援事業所の報酬が少ないとの意見もある中で、人員確保やスキルの維持向上が課題です。</li> <li>・児童発達支援、放課後等デイサービスなどの利用が増加しており、地域資源(通所施設、障害児相談支援)が不足しています。発達特性による不登校など課題も多様化し、専門機関との連携による包括的支援が一層強く求められています。相談から医療や療育へ迅速につなげる体制も必要です。</li> <li>・私立保育園では職員配置の問題から要支援児への対応が取れないことがあるなど、知識と経験を要する保育士・職員が不足がちで、現場の負担が大きくなっています。</li> <li>・就学に関わる児童相談等で、継続相談のニーズが増加しています。</li> <li>・保護者の交流の場が立ち上がっていますが、具体的な活動内容はこれからの検討課題です。思春期以降の保護者相談は内容も複雑化しており、保護者が適切な対応を学ぶことも必要です。</li> </ul>	

## 施策 2 教育環境の充実

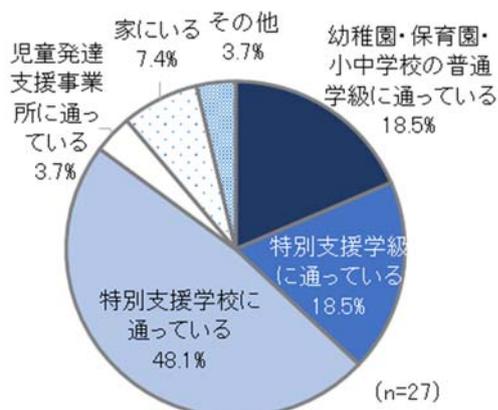
●数値目標	令和元年 (現状値)	令和 3 年 (実績値)	令和 4 年 (実績値)	令和 5 年 (目標/実績値)
すべての児童・生徒が十分に学べる支援が提供されていると考える人の割合 (市民意識調査)	37.6%	41.9%	37.6%	41.0%(目標) 45.6%(実績)
●主な取り組みと成果		●課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、福祉等の機関や外部支援者と連携して学校のみでは難しい事案に対応しています。</li> <li>支援が必要な児童生徒に対し、特別支援講師、支援介助員を小中学校に配置しています。</li> <li>教職員の資質向上を目的とした「特別支援教育研修会」を実施しました。</li> <li>特別支援学級等に通う児童生徒に対し、家庭の経済状況等に応じた補助を実施しました。</li> <li>障がい者総合相談支援センターボイスと連携して就労支援事業所連絡会や療育ネットワーク会議を開催し、学校と障がい福祉サービス事業所との意見交換等を実施したほか、児童の適性を見極めつつ職場見学等も行っています。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>個別ニーズ対応が求められる中で、特別支援講師、支援介助員の配置と併せ、継続した教職員への研修、学校体制の強化が必要です。</li> <li>行動面、心理面、医療面の状況から、配慮が必要な児童生徒が増加しています。</li> <li>経済状況による支援を要する家庭が増加傾向にあり、必要な予算確保が求められています。</li> <li>本人の意向、家族の考え、雇用ニーズのマッチングが難しいケースも多く、引き続き関係機関と連携した進路指導・支援を継続し、好事例の共有等も進めていく必要があります。</li> </ul>		

### ■障がい児の日中の過ごし方

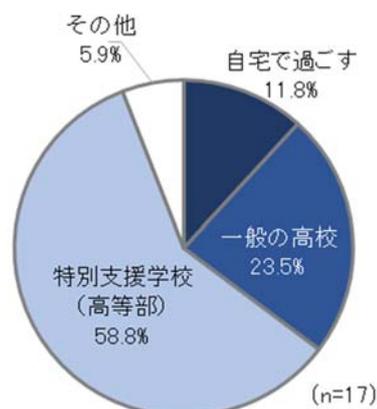
15歳未満の障がい児の日中の過ごし方は、「特別支援学校に通っている」が48.1%で3年前の前回調査(33.3%)から大きく増え、次いで「幼稚園、保育園、小学校の普通学級に通っている」(前回 29.2%)「特別支援学級に通っている」(前回 33.3%)がそれぞれ今回は18.5%となっています。

15歳以上の障がい児の日中の過ごし方については、「特別支援学校(高等部)」が58.8%、次いで「一般の高校」が23.5%で、前回調査で30.0%だった「自宅で過ごす」が11.8%となっています。

図表 30 障がい児の日中の過ごし方  
[15歳未満]



図表 31 障がい児の日中の過ごし方  
[15歳以上]

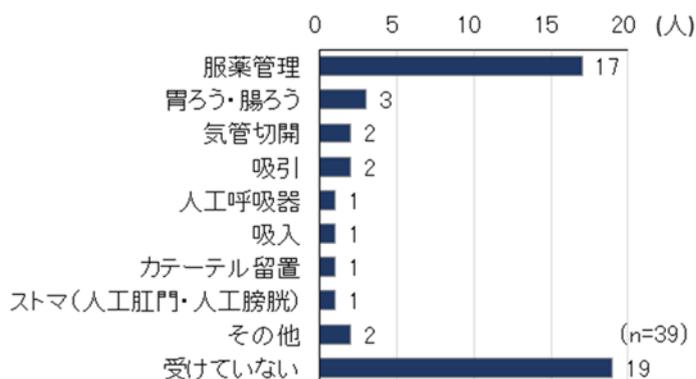


### ■特別な配慮を要する状況

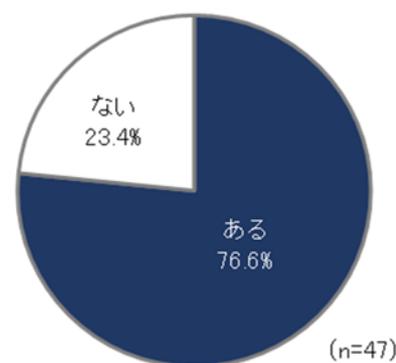
服薬管理の他、胃ろう・腸ろう、気管切開、吸引や人工呼吸器などの医療的ケアを必要とする子どもがおり、医療と福祉のコーディネート、福祉サービスの受け入れ体制の整備が必要になります。

また障がい児のうち 76.6%が、発達障がいの診断を受けています。

図表 32 医療的ケアの状況（複数回答）



図表 33 発達障がいの有無



### ■現在困っていることや相談したいこと

現在困っていることや相談したいことは、「進路」が 4 割を超えて最も多く、次いで、「将来の介助」「学習」「学校生活」「外出時の移動」の順で多くなっています。

図表 34 現在困っていることや相談したいこと（複数回答）



### 3 本市の障がい福祉における現状の課題

#### (1) 全市民に向けた理解促進と必要な情報を得られる環境づくり

- 障がいに対する学びの機会づくりや理解促進が着実に進んでいますが、今もなお、障がいのある人の約6割が何らかの差別・偏見で嫌な思いをしたことがあるとしています。学校や職場、また求職時や外出時などでそうした思いをすることがあるとの声が多く、今後も障がいについての理解促進・意識啓発を進めることが重要です。
- 公共施設等のバリアフリー化や、障がいの種類や有無に関わらず情報を入手できる環境整備が進んでいますが、今後も時間と費用をかけてハード整備を着実に進めるとともに、すでに運用されている様々なサービスの認知度を高めて実際の暮らしやすさを高めることが求められます。
- 虐待などの危機的な問題については、迅速な対応のできる体制・ネットワークが重要になるとともに、障がいのある人と関わるすべての人への啓発を通じて未然に防ぐことが重要となります。

#### (2) 気軽に相談し、必要なサービス・支援が受けられる環境づくり

- 障がい者総合相談支援センターボイスをはじめ地域の相談体制の充実が進んでいますが、地域全体に相談支援にあたる人員の確保・育成に課題があり、継続可能な体制の強化が求められています。またボイスの認知度が高齢になるほど少ない状況にあるなど、高齢者が相談サービスを利用しやすい環境づくりも重要といえます。
- 各種福祉サービスがニーズに応じて提供されていますが、強度行動障がい児者や医療的ケア児者への対応などニーズに応じたサービスが十分に提供できていない部分があります。障がい者の高齢化も進んでおり、介護保険サービスと併せた生活支援の拡充や、障がい者福祉と高齢者福祉の連携・切れ目のない支援体制づくりも重要になっています。
- 家族の介護・介助者の5割以上が60代以上で、介助者の高齢化も一層進み、介護・介助者に万が一があった際や「親亡き後」の支援体制の検討に取り組む必要があります。また家族不在時に近所に助けしてくれる人がいる割合は38.5%に留まっているほか、外出時に不安を抱える人も多く、日常の不安や困りごとをサポートできる地域社会づくりも重要となっています。地域で安心して暮らし続けるためには、経済的な不安を取り除き、生活困窮などの複合的な問題につながることを抑える取り組みも求められます。

### (3) 就労支援のさらなる強化と、社会参加しやすい環境づくり

- 就労支援の情報共有や関連制度の周知等が継続され、一般就労移行者は徐々に増えていますが、市内の就労支援事業所は十分とはいえない状況です。就労支援のための体制を、広域も含めて検討し整備していくことが求められています。
- 現在就労していない障がい者のうち 33.3%が就労意向をもっており、必要な就労支援としては「働く場の確保」の割合が最も高くなっています。就労意思のある人が希望に沿った働き方ができるよう、多様な主体の連携による相談支援、就労支援が今後も重要です。
- 様々な社会活動において手話通訳などの派遣や外出支援などにより障がいがあっても参加しやすい環境づくりが進んでいますが、障がいのある当事者やその社会参加を支援する者が、実際の社会活動に踏み出す最初の一步の後押しが求められます。

### (4) 配慮や支援が必要な子どもを支える環境づくり

- 障がい児や発達に気がかりな子が受ける福祉サービスとして、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用が増加していますが、適切なサービスを提供するための地域資源が不足しています。その中では、発達特性や医療的ケアなど多様な配慮を要する子どもへの専門的対応も求められており、対応の拡充に向けた検討・実施が必要です。
- 障がい児を抱える家庭の不安として、「進路」や「将来の介助」など将来のことが多くあげられており、学校卒業後の日中の居場所や、就職や社会生活に至る切れ目のない支援が引き続き重要になっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

最上位計画である第六次塩尻市総合計画に対応し、第七次・第八次プランの考え方を本プランでも踏襲し、基本目標と目指すまちの姿を引き続き以下のように設定します。

#### 基本目標

### 自分らしく、安心して暮らし続けることができるまち

#### 目指すまちの姿

- ◇ 塩尻市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、自己選択・自己決定によって希望する安心な暮らしをすることができます。
- ◇ 塩尻市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりに居場所や活躍の場があり、支え合いながら共に生きることができます。

### 2 推進目標

本市を取り巻く状況や、前プランにおける課題、前ページで定めた基本目標を踏まえ、本プランで障がい者福祉の目指す方向性を以下の4つの推進目標として示します。

できるだけ障がいのある人の暮らしにおける実効力のある計画となるよう、各目標において具体的にどのような地域を目指すかについて、「関係づくり」「安心づくり」「場づくり」「体制づくり」という言葉を用いて示しています。

#### ■推進目標1：誰もが認め合える「関係づくり」

障がいの有無にかかわらず、誰もが個人の尊厳を認め合い、共に暮らすこと＝\*ノーマライゼーションや\*インクルーシブ社会の実現に向けて、引き続き理解促進・意識啓発に取り組みます。

このために、差別や偏見をなくし、虐待等の問題を生まないように、家庭、学校、職場、買い物や外食など日常生活における具体的場面を想定して様々な方法で啓発を行うとともに、障がいがあっても暮らしやすい社会環境となるよう\*心のバリアフリー化を推進します。

また、すでに整備された障がいをサポートする仕組みやバリアフリーの工夫、\*インクルーシブ社会実現に向けた活動などを積極的に周知し、住民同士が障がいの有無に関わらず認め合い、関係をもつことができるよう促していきます。

## ■推進目標2：困ったときに頼れる「安心づくり」

障がい者が地域で安心して暮らしていくため、障がいの特性や\*ライフステージに応じた個別的なサービス・支援を、総合的かつ関係機関の緊密な連携のもとに提供していきます。

このために、障がいの特性に関わらず必要な情報を得られる\*情報アクセシビリティの向上を通じて本人が自立的に動き考えられるよう支援するとともに、様々な不安や悩みに対しては専門的な知見を活かして対応できるよう、持続的・安定的な相談支援体制の拡充を図ります。

また、生活を支援する各種福祉サービスでは、強度行動障がいや医療的ケアなど様々なニーズに応じられるようサービスの質の向上に努めるとともに、介護家族に向けても、ヤングケアラーや困窮、老々介護などの諸問題に対応できるよう相談支援を強化していきます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、地域住民同士が困った時に助け合える体制づくりを後押しするとともに、防災・防犯等の施策でも障がいに配慮し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

## ■推進目標3：誰でも参加と活躍ができる「場づくり」

障がいの有無に関わらず、誰もが地域の中に居場所や活躍の場があり、生き生きと張り合いを持ちながら暮らせる社会を目指します。

そのために、入所施設等から地域生活への移行を希望する方への支援を継続するとともに、就労希望のある方へは、関連機関の連携を通じて就労前後のフォローや生活支援も含めた効果的な就労支援を行い、働きたい方が働く場を見つけられるよう後押しします。併せて、民間事業者への\*合理的配慮の働きかけ等を通じ、職場での理解促進に努めます。

また、障がいの有無に関わらず文化・スポーツ活動が楽しめる環境づくりを引き続き進めるとともに、障がいがあっても楽しめるという広報周知活動や、地域社会のさまざまな活動において障がいのある方が参画できる場づくりを支援することで、実際に障がいのある方の社会参画を後押しします。

## ■推進目標4：多様な育ちを支える「体制づくり」

近年では、子どもの健やかな育ちを支える中で\*発達障がいや医療的ケアなど様々な配慮が求められており、また家庭環境等の抱える課題も複雑化しており、多様な状況やニーズに対応していく支援体制が一層求められています。

そこで、乳幼児期から学齢期に至るまでの相談支援や福祉サービスを、一人ひとりの子どもの個性や求められる配慮に対応できる水準で、安定的に提供できる体制・環境の整備を進めます。

また、\*元気っ子応援事業と連動し、ふだんから障がいの有無に関わらず子どもたち同士が触れ合える\*インクルーシブ教育や、学校卒業後の暮らし・就職などへの手厚い相談支援を推し進めることのできる、家庭・福祉・医療・教育の連携強化による教育体制の整備・拡充を図ります。

### 3 施策の体系

#### 基本目標

自分らしく、安心して暮らし続けることができるまち

推進目標	施策	主要事業
① 誰もが認め合える「関係づくり」	1. 障がいに対する学びと理解の促進	1 福祉教育の充実 2 障がいに関わる理解促進と支え合いの後押し
	2. 差別や偏見のない共生社会の構築	1 虐待の防止と早期発見 2 差別禁止と*合理的配慮の提供の促進 3 “見えない壁”をなくす*ユニバーサルなまちづくりの推進
② 困ったときに頼れる「安心づくり」	1. 相談しやすい環境の整備	1 分野を超えた連携の強化 2 相談支援体制の充実 3 わかりやすい情報提供
	2. 生活を支える多様なサービスや制度利用の促進	1 在宅生活を支援するサービスの充実 2 介護保険サービスの円滑な利用の促進 3 介護家族への支援
	3. 地域での支え合い体制の構築	1 *地域共生社会に向けた支え合いの促進 2 心のケアの推進 3 防災・防犯体制の充実
③ 誰でも参加と活躍ができる「場づくり」	1. 地域における多様な居場所の整備	1 地域生活への移行の支援 2 地域への受入体制の整備
	2. 雇用・就労の機会の拡大	1 就労移行や継続・定着への支援の充実 2 就労機会の拡大 3 新たな働き方の創出
	3. 多様な社会参加の促進	1 文化・スポーツ等社会活動への参加の促進 2 地域活動への参加の促進
④ 多様な育ちを支える「体制づくり」	1. 切れ目ない発達支援	1 相談体制の充実 2 早期発見の促進 3 療育体制の充実 4 *発達障がいへの理解促進と支援の強化 5 親への支援の充実
	2. 教育環境の充実	1 *特別支援教育・*インクルーシブ教育の充実 2 進路・教育相談の充実

## 第4章 施策の展開

### 推進目標 1 誰もが認め合える「関係づくり」

#### 施策 1：障がいに対する学びと理解の促進

##### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らしていくためには、制度や施設の整備だけではなく、**\***ノーマライゼーションや**\***インクルーシブの理念を理解し、実践できる人材が地域の中に育つことが重要です。

子どものころから生涯を通じて福祉や障がいを身近なこととして学ぶ「福祉教育」の充実を図るとともに、一般市民に対しても啓発をし、障がいに対する学びや理解の促進を図っていく必要があります。

こうした理解促進のための取り組みは、意識を変えるだけに留まらず、障がいの有無に関わらない交流の推進や、日常生活における実際の支え合いの促進など、具体的な行動の変化へとつなげることが求められます。

##### 目 標

●障がい者福祉を学び、障がい者への理解を持つ地域人材を増やします

##### 【数値目標】

指 標	現状値 令和5年度	目標値 令和8年度
福祉に関する学習を実施した学校数 (市出前講座及び市社会福祉協議会福祉普及校補助金申請校数)	13校 (令和4年度)	17校
支え合いワークショップ(仮称)への延べ参加人数	67人	240人

##### 主要事業

#### 1 福祉教育の充実

事業の内容	担当課
児童・生徒への <b>*</b> インクルーシブ教育や障がいのある人との交流の推進	福祉支援課 学校教育課
児童・生徒が地域や学校などで行う福祉学習や福祉ボランティア活動等への支援	福祉支援課
手話を交えたおはなし会や障がいについて身近に感じる啓発のための本の展示や貸出	図書館

## 2 障がいに関わる理解促進と支え合いの後押し

事業の内容	担当課
市民に対する障がい者福祉に関する学習機会の提供	福祉支援課 社会教育スポーツ課
ホームページや広報等を活用した疾病や障がいの特性についての理解促進	福祉支援課
障害者週間等の行事の実施	
ヘルプマークの周知強化	
手話言語に対する理解の促進や普及等に関する施策の実施	
*手話言語条例に基づく施策推進方針に沿った事業の実施	
【新規事業】障がいのある人の助けになるサポートや利用できる制度等の幅広い市民への周知	地域共生推進課 福祉支援課
【新規事業】支え合いワークショップ（仮称）等の開催による市民が考える場の創出	

### みんなが理解と協力を

行政・地域住民・事業者ができること

**行政** 福祉手話では、手話への理解を促進し、手話の普及、活用を促すための取組として、広域行政連携の推進を図り、誰もが安心してコミュニケーションをしやすい環境を整えるために、様々な取組を実施します。

**地域住民** 広域の住民は、手話への理解とともに、助けてほしい障がい者の方に対して、何らかの形で支援や協力を、事業者の取組に協力していただきます。

**助け合いで作る共生社会** 「聞こえない人、聞こえない人の困りごとってなんだろう？」まずは関心を持ち、何かサポートが出来ることについて考えましょう。お互いの関心を高め、地域にある力で助け合いの取組を実施をお願いします。

**事業者** 会社やお店などの事業者は、手話への理解とともに、聞こえない障がい者の方へサービスを提供するときに、聞こえない障がい者に配慮をお願いします。

音声以外による顧客対応 顧客との接点の増やと、互が聞こえない障がい者の方にも対応できるように、手話や点字など、様々な方法でサービスが出来るよう取組をお願いします。

働きやすい環境づくり 職場のみなさんが働きやすい環境を整え、聞こえない障がい者の方にも働きやすい環境を整え、手話や点字など、様々な方法でコミュニケーションの取組をお願いします。

※手話を学びたい人、手話に興味がある人は

福山市 福祉課 障がい福祉係  
TEL 0263-52-0280 FAX 0263-52-7732  
障害者ヘルプデスク <https://www.city.fukuyama.lg.jp/>

ユニバーサルデザイン（障がい者だけでなく、高齢者や外国人などにも役立つ）取組を推進し、誰もが安心してコミュニケーションがとれる環境を整えます。

手と  
で  
伝えあおう。

「手話を条例（条例）を新しい習慣に」

※令和4年「福山市手話言語条例」が施行されました。  
手話言語条例は「手話言語法」であることとみなされ、手話言語法として手話を扱います。手話言語法は「手話言語法」であることとみなされ、手話言語法として手話を扱います。手話言語法は「手話言語法」であることとみなされ、手話言語法として手話を扱います。

福山市 福祉課

### 手話とは？

目で見て話す、ひとつの「言語」です。

聞こえない人が視覚や聴覚を介して行うように、聞こえない人や聞こえない人同士は、手話や体の動き、表情を使って視覚的に意思疎通を行います。

【手話は言語であること】 手話は聴覚や聴覚で聴くのではなく、目で見て手話の動作や、口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。コミュニケーションの取組は、手話や口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。

正しく理解して適切なサポートを

聞こえない障がい者の方には、適切なサポートをすることが大切です。手話や口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。

音による情報に気がつかない 視覚や聴覚の両方から情報を得ることで、音による情報に気がつかない場合があります。視覚や聴覚の両方から情報を得ることで、音による情報に気がつかない場合があります。

外見では気づいてもらえない 聞こえない人が外見からは気づいてもらえない場合があります。視覚や聴覚の両方から情報を得ることで、音による情報に気がつかない場合があります。

周囲の状況がわからない 視覚や聴覚の両方から情報を得ることで、周囲の状況がわからない場合があります。視覚や聴覚の両方から情報を得ることで、周囲の状況がわからない場合があります。

複数での会話が難しい 複数の人が同時に話すと、手話の口の動きや表情を捉えることが難しくなります。視覚や聴覚の両方から情報を得ることで、音による情報に気がつかない場合があります。

### 手話をおぼえよう！

手話と関わり合いを持つことは、お互いの理解を深め、コミュニケーションがとれるようになります。手話や口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。

こんにちは おつかいできます よろしくおねがいします

ありがとうございます ごめんなさい

手話や口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。

手話や口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。

手話や口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。

手話や口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。

手話や口の動きや表情など、目で見てわかるように伝えます。

福山市手話言語条例リーフレット

## 施策2：差別や偏見のない共生社会の構築

### 現状と課題

平成28年（2016年）4月1日から\*障害者差別解消法が施行され、障がい者を理由としたあらゆる差別が禁止となったほか、\*社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことが定められました。

障がい者福祉に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」）では、約6割の人が、学校や仕事場、外出先などで、障がい者を理由に差別や嫌な思いを経験したことがあるとしており、日常生活の場において、差別解消が引き続き重要な課題となっています。

共生社会を実現するためには、差別や偏見のない“\*心のバリアフリー”の醸成を目指し、心身の様々な特性などへの相互理解に取り組み、誰もが障壁を感じることなく暮らせるための\*ユニバーサルなまちづくりを進めていく必要があります。

また、障がいのある人への虐待を根絶するためには、その早期発見に加えて、虐待を予防する啓発や情報連携、相談窓口の周知などにも力を入れることが求められます。

### 目 標

●障がい者が尊厳を持ち、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく、快適に暮らせる\*地域共生社会をつくります

#### 【数値目標】

指 標	現状値 令和5年度	目標値 令和8年度
障がいにより差別や嫌な思いをした経験をした人の割合（障がい者福祉に関するアンケート調査）	60.3%	50.0%

### 主要事業

#### 1 虐待の防止と早期発見

事業の内容	担当課
障がい者に対する虐待防止のための啓発	福祉支援課
障がい者虐待の相談と対応及び相談窓口の周知	
医療機関、保健所、相談支援センター等との連携による早期発見、情報共有の推進	

#### 2 差別の禁止と\*合理的配慮の提供の促進

事業の内容	担当課
*障害者差別解消法に基づく民間企業等への*合理的配慮の働きかけ	福祉支援課
*松本障害保健福祉圏域差別解消協議会で相談事例や差別解消の好事例などを共有し、地域全体へ啓発を図る	

### 3 “見えない壁”をなくすユニバーサルなまちづくりの推進

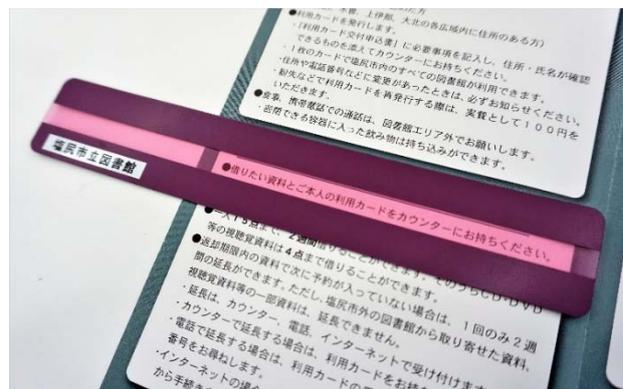
事業の内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	建設課 都市計画課 福祉支援課
【新規事業】学校・職場・外出先などで「*心のバリアフリー」が意識されるための啓発	福祉支援課 学校教育課 商工課
様々な障がいの特性に応じた*情報アクセシビリティの向上	秘書広報課 福祉支援課
【拡充事業】障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の拡充（合理的配慮物品購入等助成事業の活用）	福祉支援課
（再掲）手話言語に対する理解の促進や普及等に関する施策の実施	
様々な障がい特性に配慮した読書環境の整備や周知	図書館

#### 【ご紹介】

#### 塩尻市立図書館の取り組み

市立図書館には、「文字が読みにくい」「文字や絵が見えにくい」などを感じる人が、本などを手に取りやすい「りんごの棚」というコーナーがあります。

子ども向けのりんごの棚には布絵本や点字付きの触れる絵本などがあり、大人向けには字幕・手話入りのDVD、視覚・聴覚障害への理解を深める本があります。



また、市立図書館本館には、文字が大きく見える拡大鏡(ルーペ)や拡大読書器(写真左)があり、本館と全ての分館には、今読んでいる行に集中して読める読書補助具「リーディングトラッカー」(写真右)をご用意しています。

## 推進目標 2 困ったときに頼れる「安心づくり」

### 施策 1 : 相談しやすい環境の整備

#### 現状と課題

障がい者が安心して地域生活を送るためには、日常生活を支える障害福祉サービスの質と量の充実とともに、サービスを自己選択・自己決定するための相談支援体制の充実やわかりやすい情報提供が必要です。身体・知的・精神の障がいに加え、発達障がい・高次脳機能障がい・難病患者等の相談など、様々な相談を受けることができるよう相談支援の充実が課題となっています。

これまで、平成 22 年（2010 年）10 月に＊障がい者総合相談支援センターボイスを保健福祉センターに設置したほか、地域の相談支援体制の充実のため令和 2 年（2020 年）4 月からは＊障がい者基幹相談支援センターを併設しました。

さらに、障がい者が必要な情報を入手しやすくするために、＊ICT 等の技術を活用しながらさまざまな障がいに対応した＊情報アクセシビリティの向上を図ることが重要です。併せて、障がいに対応したサービスや事業所等についての情報は、市内に限らず、近隣市町村など広域で把握し提供していく必要があります。

また、改正社会福祉法（令和 3 年 4 月施行）により、「＊地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備として、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制を整備することとされています。障がい者の抱える悩みや問題は必ずしもひとつではなく、障がいという分野だけに留まるものでもないため、どの窓口に相談しても必要な支援につながるよう、相談支援体制の強化が求められます。

#### 目 標

- 適切な情報の提供や相談体制の構築により、利用者本人の意思を尊重した福祉サービスの選択・決定を促進します

#### 【数値目標】

指 標	現状値 令和 5 年度	目標値 令和 8 年度
障がい者総合相談支援センターボイスを知っている障がい者の割合 (障がい者福祉に関するアンケート調査)	36.9%	50.0%

## 主要事業

### 1 分野を超えた連携の強化

事業の内容	担当課
【新規事業】 総合的・専門的な相談窓口体制の充実と分野を超えた連携の強化	地域共生推進課
【新規事業】 ＊全世代対応型支援体制（重層的支援体制）整備事業の実施体制の構築と運用	

### 2 相談支援体制の充実

事業の内容	担当課
相談員の専門性の向上と専門的な相談支援体制の充実	福祉支援課
＊相談支援事業所の確保	
緊急時の相談支援体制の確保	
＊障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化	

### 3 わかりやすい情報提供

事業の内容	担当課
ホームページや広報等を活用した相談窓口の紹介	福祉支援課
市外も含めた障害者支援施設、障害福祉サービス等の障がい者福祉関連情報の提供	
（再掲）【新規事業】 障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の拡充	
（再掲）様々な障がいの特性に応じた ＊情報アクセシビリティの向上	秘書広報課 福祉支援課



## 施策2：生活を支える多様なサービスや制度利用の促進

### 現状と課題

地域で生活し続けるためには、＊ライフステージや障がいの状況に合った個別的なサービス・支援を提供することが求められており、適切な＊ケアマネジメントと、関係機関の緊密な連携による支援体制が必要です。

障がい者の高齢化や重度化が進み、親亡き後も住み慣れた地域で住み続けるための生活支援や＊権利擁護、高齢者と障がい者を分け隔てなく支える＊共生型サービスの充実が求められています。また、介護施設や障がい者施設でも高齢の障がい者に対応できるスキルが求められてきています。

また、各種福祉サービスの提供の現場では、強度行動障がいや医療的ケアに対応した事業所が少なく、こうした人々にとって利用しにくい状況があるとみられることから、受け入れ先となる事業所の確保や人材育成支援に取り組む必要があります。

さらに、障がい者の生活を支えている家族介護者の負担の軽減も、障がい福祉を取り巻く重要な課題です。このため、家族の負担軽減のための支援やケアが必要となります。また、家族の障がいに起因するヤングケアラーや生活の困窮、老老介護などの家庭内の問題は社会からは見えにくい状況にあることも多く、孤立を招きやすいといえます。こうした見えにくい問題の発見・情報共有や支援の強化が求められます。

### 目 標

- 在宅の障害福祉サービスの充実や介護保険サービスなどとの連携により、障がい者やその家族が安心して日常生活を送れるよう支援します

#### 【数値目標】

指 標	現状値 令和5年度	目標値 令和8年度
障害福祉サービス支給決定者数	552人	627人
暮らしている地域は、心や体などに障がいがあっても安心して暮らせると感じる市民の割合（市民意識調査）	24.5%	29.5%

## 主要事業

### 1 在宅生活を支援するサービスの充実

事業の内容	担当課
【新規事業】人材育成促進事業補助金や意思疎通支援者養成事業補助金の交付による障害福祉サービス等に係る人材の確保や人材育成に係る支援	福祉支援課
(再掲) *相談支援事業所の確保	
訪問系サービス(障害福祉サービス)による在宅生活の支援	
日中活動系サービスの利用支援	
福祉用具の利用支援	
障害福祉サービス等による住まいに対する支援	
手当や助成等の給付による経済的支援	
*地域生活支援拠点等事業の推進	
【新規事業】障がい者施設整備補助金の交付による強度行動障がいや医療的ケアへ対応する事業所の確保	福祉支援課 介護保険課 *成年後見支援センター
*成年後見制度の周知・啓発、相談支援・利用支援	

### 2 介護保険サービスの円滑な利用の促進

事業の内容	担当課
*共生型サービスの提供体制の確保	福祉支援課
高齢障がい者を対象とした介護保険サービスの利用者負担の軽減	

### 3 介護家族への支援

事業の内容	担当課
【新規事業】地域福祉推進員の活動による障がいに起因する*ヤングケアラーや老介護などの家庭問題の早期発見・情報共有の仕組みづくり	地域共生推進課
重度心身障がい者家族への介護慰労金の給付	福祉支援課
日中一時支援事業、*タイムケア事業等による*レスパイトケアの実施	

## 施策3：地域での支え合い体制の構築

### 現状と課題

高齢化の急速な進展に伴い、障がい者も高齢化が進み、障がいの重度化・重複化も進んでいます。家族介護者も高齢となり、いわゆる“親亡き後”問題にどう対応していくかが大きな課題となっています。

これまで障がい者への支援は公的な障害福祉サービス主体で行われてきましたが、今後は\*地域共生社会を目指し、医療・保健・介護の連携や地域住民が担い手となる\*インフォーマルな支え合いにより、地域全体で困難な人を支えていく仕組みづくりが求められています。こうした仕組みは、障がいに関わる人や機関だけに限るものではなく、障がいの特性への理解や日常生活のちょっとした困りごとへのサポートのように、市民のだれもが関われることであり、幅広く市民全体として意識や行動を変えていくことに取り組むことが必要です。

また、増加傾向にある精神障がい者や\*自立支援医療の利用者へのケアのほか、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとした依存症対策、激甚化する自然災害や感染症対策などの視点から、地域としての見守りや心のケア、非常時のサポートなどの取り組みが必要で

また、「電話でお金詐欺」など巧妙な手段による犯罪が発生しており、障がい者がトラブルに巻き込まれないよう、日頃から住民同士で声をかけ合うなどの防犯対策も必要です。

こうした依存症対策、防災、防犯などにおいては、関係課・関係団体・地域の連携を強化して、様々な障がいの特性に対応できるよう努めることが求められます。

### 目 標

- \*地域共生社会への啓発や防災等の地域活動を通じて、困難を抱えた人の問題を我が事として考え、支え合う地域住民を増やします
- 関係課・関係団体・地域との連携を強化します

#### 【数値目標】

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
奉仕員養成講座修了者数（手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員）	48人	48人
*避難行動要支援者登録制度に登録する障がい者の人数	213人	250人

## 主要事業

### 1 ＊地域共生社会に向けた支え合いの促進

事業の内容	担当課
【新規事業】 ＊インフォーマルな支え合い推進のための仕組みづくり	地域共生推進課
(再掲) 【新規事業】 ＊全世代対応型支援体制(重層的支援体制)整備事業の実施体制の構築と運用	
(再掲) 手話言語条例に基づく施策推進方針に沿った事業の実施	福祉支援課
奉仕員養成講座の実施	

### 2 心のケアの推進

事業の内容	担当課
退院後の生活支援の充実	福祉支援課
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	
精神疾患の早期発見のための相談支援体制の確立	健康づくり課
心の健康相談の実施	
自殺予防の推進	
自殺対策計画の推進	
依存症対策の推進	

### 3 防災・防犯体制の充実

事業の内容	担当課
災害時における障がい種別に応じた情報提供手段の整備	福祉支援課
「要配慮者避難支援プラン」に基づいた訓練の実施	地域共生推進課 福祉支援課
避難行動要支援者個別計画作成に向けた周知推進	
避難行動要支援者個別計画作成の促進	危機管理課
【新規事業】 防災訓練や避難所整備における障がい者視点の導入	地域共生推進課 危機管理課
【新規事業】 福祉避難所の設置・運営に必要な実践的な防災訓練の検討と実施	
「電話でお金詐欺」や消費者トラブルから障がい者を守るための啓発及びトラブル解決の支援	市民課

## 推進目標 3 誰でも参加と活躍ができる「場づくり」

### 施策 1：地域における多様な居場所の整備

#### 現状と課題

施設からの地域移行は、家族がいない、家族が希望しないなどの理由から、思うように進んでいないのが現状です。

地域移行には、日常生活や社会生活を支援する自立生活援助サービスの利用のほか、行動障がいなどの特性に応じた支援体制、自己選択・自己決定が難しい障がい者が地域で暮らすための支援として＊日常生活自立支援事業や＊成年後見制度の利用など、制度の周知が重要です。

また特に障がい児に向けて、令和3（2021）年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援していく理念が示されていることや、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年改正版）において強度行動障がい児者や重症心身障がい児者への支援の充実を定めていることなどから、地域社会でもこうしたニーズに対応していくことが求められます。

近年はひきこもりの長期化と親の高齢化による「＊8050問題」も社会問題となっており、親なき後の生活としても地域移行支援の必要性が高まっています。施設や病院等からの地域移行と定着が進むよう、また地域で暮らし続けることを望む方の生活を支えられるように、関係課・関係機関との連携も強化しながら、各種サービスの提供と暮らしの環境整備など、多様な支援を行うことが求められます。

#### 目 標

●障がい者本人の意思を尊重し、地域移行を希望する障がい者が地域で安心した生活を送れる体制をつくります

#### 【数値目標】

指 標	現状値 第6期計画期間中 (令和3年度～令和5年度)	目標値 第7期計画期間中 (令和6年度～令和8年度)
施設入所者の＊地域移行者数	0人	4人

## 主要事業

### 1 地域生活への移行の支援

事業の内容	担当課
障がい者本人の意思を尊重した施設入所から地域生活への移行の促進	福祉支援課
退院可能な精神障がい者の退院、社会復帰の促進	
* 自立支援医療給付の実施	
自立生活援助サービスの実施	

### 2 地域への受入体制の整備

事業の内容	担当課
【新規事業】強度行動障がい児者や医療的ケア児者、重度心身障がい児者などが安心して地域で過ごせる居場所の研究（* 自立支援協議会活動）	福祉支援課
* 日常生活自立支援事業の周知	
（再掲）* 成年後見制度の周知・啓発、相談支援・利用支援	福祉支援課 介護保険課 * 成年後見支援センター
ひきこもり対策の推進	こども未来課 健康づくり課 福祉支援課

## 施策2：雇用・就労の機会の拡大

### 現状と課題

障がい者が自らの特性や障がいの程度に応じて働く機会を持ち、安定した収入を得ることは、障がい者の権利です。アンケート調査では、未就労の障がい者の33.3%が就労意欲を持っており、職業訓練を受けることへのニーズもあります。

職業訓練の場の一つとして、通所・入所による施設サービスや就労移行支援事業所、就労継続支援事業所がその役割を果たしています。市内には7か所の就労継続支援B型の事業所があり、利用者が増えていますが、工賃収入が十分でない状況にあります。その経営基盤を強化するとの観点から平成25年度（2013年度）から「\*障害者優先調達推進法」が施行されました。塩尻市役所では、調達目標を掲げ、本市の全組織で障害者就労施設等からの物品の購入や役務の委託などに努めており、今後も継続していきます。一方、\*ICT活用や\*農福連携、\*林福連携など本市の産業特性を活かした新たな就労へのチャレンジも始まっています。

一般就労においては、市内に本社のある企業の障がい者実雇用率は令和4年度時点で2.0%であり、労働者43.5人以上の民間企業における法定雇用率2.3%には届かない状況です。また自治体に設置される教育委員会においては、令和4年度時点の障がい者法定雇用率が2.5%と設定されていますが、塩尻市教育委員会は1.3%となっており、早急な改善が求められます。

本人の希望や特性に合わせた就労支援のほか、企業の障がい者雇用を促進する仕組みを整えることや福祉就労から一般就労した人が働き続けられるような取り組みが必要です。

また、一般就労に移行して自立的な生活を送るにあたっては、併せて住まいや買い物、移動などの日常生活での困難にも対応する必要があります。就労に伴うこうした生活支援についても、連動して提供できる体制をつくることが求められます。

### 目 標

- 新たな雇用を創出し、障がい者が生き生きと働きながら活躍できる機会を広げます

#### 【数値目標】

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
福祉施設から一般就労への移行者数	4人	17人
就労によって収入を得ている人の割合（障がい者福祉に関するアンケート調査）	41.0% （令和5年度）	50.0%
市内事業所における障がい者実雇用率	2.0%	2.7%

## 主要事業

### 1 就労移行や継続・定着への支援の充実

事業の内容	担当課
関係機関と連携した福祉的就労から一般就労への移行支援	福祉支援課
就労定着支援を実施する事業所を増やす取り組み	
* 松本圏域障害者就業・生活支援センター、* 障がい者総合相談支援センター等による就労支援	
【新規事業】 * 障がい者就業・生活支援コネクター（仮称）の配置による、就労支援と生活支援との連携強化	

### 2 就労機会の拡大

事業の内容	担当課
【新規事業】 * 障がい者就業・生活支援コネクター（仮称）の配置による、地域の企業等への障がい者雇用への理解啓発・啓蒙	福祉支援課
* 障害者就労施設等からの優先調達を推進	
ハローワーク等、障がい者の就業に係る機関との連携	福祉支援課 商工課
各種助成制度や* 障がい者雇用率制度の周知及び啓発	商工課

### 3 新たな働き方の創出

事業の内容	担当課
テレワークなど* ICT を活用した就労機会の創出と就労支援	先端産業振興室
* 農福連携、* 林福連携の取り組みの推進	農政課 耕地林務課
【拡充事業】 * 障がい者就業・生活支援コネクター（仮称）の配置による、就労支援施設への収入増加や工賃向上に関する情報提供や助言などの支援	福祉支援課



## 施策3：多様な社会参加の促進

### 現状と課題

スポーツや文化芸術、地域での活動等、様々な活動に参加することは、生活に張り合いが生まれることに加え、その経験が大きな自信となり、前向きな生活スタイルを身につけることにつながります。

障がいの有無にかかわらず楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及や地域活動等に参加しやすい環境づくりを行い、自分の興味や必要に応じて、希望する学習活動ができるよう環境を整えていくことが必要です。このためには、社会活動を行う幅広い市民の意識を変えていくことや、参加したいと思ったときに障がいを理由に参加が困難になるようなバリアを解消していくことが求められます。

新型コロナウイルスの影響でスポーツイベントや各種講座などの社会参加の機会が減少しましたが、感染症対策やリモートでの社会参加など「新しい生活様式」に対応したイベント等も含め、引き続き障がい者の社会参加の機会を確保することが重要です。

また、本市ではすでに文化・スポーツ活動において障がいをサポートするさまざまな取り組みを実施していますが、こうした取り組みはまだ十分認知されているとはいえない状況もあり、既存の取り組みや支援制度などを周知していくことも必要です。

### 目 標

- スポーツ、文化芸術活動、生涯学習に参加できる環境をつくり、生活の豊かさを広げます

#### 【数値目標】

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
移動支援事業の利用者数	114人	164人
*地域活動支援センターの障がい者向け講座に参加する人数	51人	60人

### 主要事業



#### 1 文化・スポーツ等社会活動への参加の促進

事業の内容	担当課
活動成果発表の場づくりの支援	社会教育 スポーツ課 福祉支援課
障がいの有無にかかわらず参加しやすいスポーツ、文化芸術イベント等の研究と開催	
生涯学習環境等の整備	
【新規事業】一般の社会活動への障がい者の参加支援の研究と実施	

#### 2 地域活動への参加の促進

事業の内容	担当課
社会活動又は地域活動への参加の呼びかけや参加しやすい活動への見直しの支援	社会教育スポーツ課 地域づくり課
障がいに関する啓発や障がい者支援を目的とした市民活動団体への支援	市民交流センター
障がい者団体や家族会の活動支援及びネットワーク化の支援	福祉支援課
【新規事業】社会活動のための障がい支援の制度・サービス等の周知	

## 推進目標 4 多様な育ちを支える「体制づくり」

### 施策 1：切れ目ない発達支援

#### 現状と課題

本市では平成 18 年度（2006 年度）から「\*元気っ子応援事業」を実施し、一人ひとりの個性や特性に応じた育ちを応援してきました。また、庁内関係部署及び関係機関、保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校等のネットワークとチームワークにより、乳幼児から 18 歳までの切れ目ない支援体制を整備してきました。

年々、発達上の特性に伴う支援が必要な子どもが増えているため、個別の配慮を行い、生活を手助けする人材の確保や育成も必要です。

また、育児や介護のストレスなどにより精神的に不安定な保護者も増加しており、子どもだけでなく保護者のケアも重要になってきています。保護者の抱える不安としては、障がいのある子どもの日常生活、将来の進学・就職、地域での暮らしなど多岐に渡るため、人生の一時期だけではなく、将来を見据えて切れ目のない支援ができる体制・環境を整えることが求められます。

元気っ子相談を軸とした相談体制のさらなる充実と\*特別支援教育の専門的知識を持つ相談員の確保・配置が必要です。

#### 目 標

- 療育ネットワーク会議等を通じた関係機関の連携を強化し、多様化する療育ニーズに切れ目なく対応できる安心な体制をつくります

#### 【数値目標】

指 標	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 8 年度
児童通所の支給決定者数	245 人	308 人
児童通所利用児童数（1 か月あたり）	191 人	308 人

## 主要事業

### 1 相談体制の充実

事業の内容	担当課
行政、特別支援学校、関係機関、就労をはじめとする各種支援事業所等との連携による将来を見据えた切れ目のない相談体制の構築	健康づくり課 こども未来課 福祉支援課
【新規事業】母子保健、児童福祉に関する相談を行う*こども家庭センターとの連携	
相談体制の充実及び相談機会の確保	健康づくり課 こども未来課 保育課 福祉支援課
保護者に対する子育てと発達に関する相談と支援	
専門知識を持った相談員の適正配置	

### 2 早期発見の促進

事業の内容	担当課
早期発見に向けた幼稚園、保育園、*認定こども園と連携した相談の実施	こども未来課 保育課
乳幼児に対する健康診査及び相談、指導の実施	健康づくり課

### 3 療育体制の充実

事業の内容	担当課
保育園における個別支援計画に基づいた適切な支援の実施	保育課
保育園、認定こども園及び幼稚園における障がい児への保育・教育の推進	
保育人材バンクの周知	
保育人材育成のための研修等の実施	こども未来課 保育課
関係機関とのネットワークの構築	福祉支援課
医療機関とのネットワークの構築	
重症心身障害児（者）通園事業の活用	
*自立支援協議会専門部会による療育事業の実態把握及び研究	

### 4 \*発達障がいへの理解促進と支援の強化

事業の内容	担当課
*発達障がいをテーマとした市民向け公開講座や講演会の実施	こども未来課
支援者である保育士、教職員等を対象とした研修の実施	

### 5 親への支援の充実

事業の内容	担当課
*子育て応援教室（ペアレントサポートプログラム）の実施	こども未来課
障がい児の親同士の交流の場を設ける	福祉支援課

## 施策2：教育環境の充実

### 現状と課題

平成19年（2007年）より、「特殊教育」から一人ひとりの教育的なニーズに対応しながら可能性を最大限引き出し、個性を伸ばすことを主眼とした「\*特別支援教育」へと大きな転換が図られるとともに、障がいだけでなくそれぞれの違いを認識しつつ共に学ぶ「\*インクルーシブ教育システム」の構築により共生社会の形成が求められています。このためには、教育機関だけでなく、障がい福祉施設などと連携した交流の機会づくりや学びの場の確保も重要となります。

また近年、特別支援学級のみならず通常学級でも配慮を要する児童生徒が増えており、広い意味での\*特別支援教育へのニーズが増大しています。学校生活だけでなく、卒業後の地域生活を見据えて、自立的に暮らしていくスキルを身につけるなど、より広い視野での教育が求められます。

主たる支援者である学校教職員の障がいに対する理解の向上や「\*元気っ子応援事業」との連動、また、関係機関との連携強化を図ることにより、充実した教育体制を整備するとともに、適切な就学支援と進路相談などを通じて、子どもたち自身の将来の自立につなげていくことが必要です。

### 目 標

●障がい児の能力や可能性を引き出し、希望する進路や将来につながる教育機会を提供します

#### 【数値目標】

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
すべての児童・生徒が十分に学べる支援が提供されていると考える人の割合（市民意識調査）	37.6%	41.0%

### 主要事業

#### 1 \*特別支援教育・\*インクルーシブ教育の充実

事業の内容	担当課
特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担当、校内委員らによる児童生徒へのきめ細かな支援	こども未来課
特別支援学級及び配慮を要する子の支援のための特別支援講師や支援介助員の配置	
全ての教職員の*特別支援教育への理解向上のための研修の実施	こども未来課 学校教育課
*副学籍制度の実施	
保護者等の経済的負担軽減のための*特別支援教育就学奨励費支給	学校教育課
【再掲】児童・生徒への*インクルーシブ教育や障がいのある人との交流の推進	福祉支援課 学校教育課

## 2 進路・教育相談の充実

事業の内容	担当課
学校、行政及び就労支援機関等との連携	こども未来課 福祉支援課
職場見学などの実施	学校教育課 福祉支援課
特別支援学校の児童・生徒の職場体験などの受け入れ	図書館
関係機関との連携による早期からの教育相談の推進と将来を見据えたスキル獲得等の支援	こども未来課 福祉支援課
教育支援委員会による適正な就学	学校教育課



# 第5章 障害福祉サービス等の提供体制

## (第7期塩尻市障害福祉計画・第3期塩尻市障害児福祉計画)

### 1 成果目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設入所者の自宅やグループホーム等への移行を支援します。

##### 【現状と課題】

第6期計画では、令和4年度（2022年度）3月末の施設入所者数は54人で、目標数と同じ人数となりましたが、地域移行者数は平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで0人となっており、地域移行が進まない現状が続いています。

障がいの重度化、介護者の高齢化等から、新規の施設入所への一定のニーズがある中で、施設入所者全体数の増加とならないように、地域移行を進める必要があります。

##### 【国の基本指針】

- 令和8年度（2026年度）末までに令和4年度（2022年度）末時点における施設入所者の6%以上が地域生活に移行する。
- 令和8年度（2026年度）末時点の施設入所者数を令和4年度（2022年度）末時点から5%以上削減する。

##### 【本市の目標と考え方】

地域移行を進めるため、令和8年度（2026年度）末までに合計4人の地域生活への移行を目指し、新たに入所する人を含めた施設入所者数を50人とし、現入所者数から6%以上削減することを目指値に設定し、地域移行を促進します。

項目	第6期実績			第7期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①施設入所者の地域生活への移行者数	0	0	0	1	1	2
②施設入所者数	54	54	54	53	52	50

##### 【目標に向けた取り組み】

- 施設との連携を図り、地域生活への移行の取り組みを継続します。
- \*自立支援協議会において、地域移行に関する現状と課題の明確化、課題解決に向けた取り組みを協議・実施します。

## (2) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者が福祉就労から、一般企業などで働くことができるように、ハローワーク等をはじめとする関係機関と連携し就労を支援します。

### 【現状と課題】

障がい者雇用の関心の高まりからか、就労移行支援等の利用から一般就労につながるケースは徐々に増えています。今後も雇用の増加を目指して、\*自立支援協議会や\*福祉就労施設ネットワーク会議等において、現状分析、課題解決に取り組むことが重要です。また、一般就労の継続を図るための就労定着支援を実施する事業所の確保が求められます。

### 【国の基本指針】

- 令和 8 年度（2026 年度）末までに一般就労への移行者数を令和 3 年度（2021 年度）実績の 1.28 倍以上にする。
  - ・就労移行支援については、令和 3 年度実績の 1.31 倍以上
  - ・就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が就労移行支援事業所の 5 割以上
  - ・就労継続支援 A 型については、令和 3 年度実績の概ね 1.29 倍以上
  - ・就労継続支援 B 型については、令和 3 年度実績の概ね 1.28 倍以上
- 令和 8 年度（2026 年度）末までに、就労定着支援事業について令和 3 年度（2021 年度）の利用者の 1.41 倍以上にする。
- 令和 8 年度（2026 年度）末までに、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上にする。

### 【本市の目標と考え方】

国の指針に基づき、一般就労への移行者数を令和 8 年度（2026 年度）は 17 人と設定しました。また、一般就労した人が継続して働けるよう\*就労定着支援を利用しながら就労定着を図ります。

項目	第 6 期実績			第 7 期目標		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①就労移行支援から一般就労への移行者数	7	3	7	8	9	10
②就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数	3	1	3	3	3	4
③就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数	2	2	2	2	2	3
④生活介護・自立訓練から一般就労への移行者数	0	0	0	0	0	1
⑤福祉施設から一般就労への移行者数 (①~④)	12	6	12	13	14	17
⑥⑤のうち就労定着支援の利用者数	3	3	2	3	3	4
⑦一般就労移行者数のうち、就労定着支援利用者割合 (⑥/⑤%)	25	50	16.6	23	21	24

### 【目標に向けた取り組み】

- \*自立支援協議会や\*福祉就労施設ネットワーク会議等において、就労や雇用に関する現状と課題の明確化、課題解決に向けた取り組みを協議・実施します。
- \*トライアル雇用、\*ジョブコーチ等の事業の活用を図ります。
- \*障がい者就業・生活支援コネクター（仮称）を配置し、関係者の連携、情報共有を図ります。

## （3）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院をしている精神障がい者の地域移行を進めるためには、当事者が入院する精神科病院と、退院後に必要な支援を行う事業所や行政等が連携を図り、地域で安心して暮らすための支援体制を構築することが必要です。

誰もが地域の中に居場所があり、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者などによる協議の場を設け、地域共生社会を目指すことが求められています。

### 【現状と課題】

令和3年（2021年）までは、松本圏域自立支援協議会地域移行部会を精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムと位置づけ、地域の共通課題の認識と解決策の検討を行ってきましたが、令和4年度（2022年度）に\*自立支援協議会が、松本圏域から各市村の運営に移行したことに伴い、改めて本市独自の体制構築が必要です。

### 【国の基本指針】

- 精神障がい者が入院していた精神病床からの退院後1年以内のうち、地域の住まいで暮らす平均生活日数を325.3日以上にする。
- 精神病床において、1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を減少させる。
- 精神病床における早期退院の促進する。
  - ・入院後3か月時点の退院率を68.9%以上
  - ・入院後6か月時点の退院率を84.5%以上
  - ・入院後1年時点の退院率を91%以上

### 【本市の目標と考え方】

精神障がい者に係る保健・医療・福祉分野の連携による重層的な支援体制の構築の場を確保し、関係機関の連携の充実に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回

### 【目標に向けた取り組み】

- 健康づくり課、家庭支援課、福祉課が中心となって開催している生活といのちを守るネットワーク会議を精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムと位置づけ、保健・医療及び福祉関係者だけでなく、生活に係る幅広い関係機関の参加により、情報共有やケース検討、地域の共通課題の認識と解決策の検討を行います。

## (4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

\*地域生活支援拠点等事業では、障がい者等が安心して地域で生活し続けることができるよう ①相談支援の充実 ②緊急時の受け入れ体制の確保 ③親元からの自立や地域生活への移行に向けたひとり暮らしの体験 ④専門的人材の確保・育成 ⑤地域の体制づくりの5つの機能強化を図ることにより在宅生活を支援することが求められています。

### 【現状と課題】

松本圏域では、圏域内の8市村が共同で令和2年(2020年)4月から多くの法人や多様な事業所のネットワークにより、\*地域生活支援拠点等事業を開始し、コロナ禍による休止などありながら、事業の継続ができました。

今後も松本圏域内で事業継続や関係者へ事業の周知及び機能の充実・強化に向けた協議が必要です。

### 【国の基本指針】

- 各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

### 【本市の目標と考え方】

松本圏域8市村で構成する地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトの開催回数を見込みます。

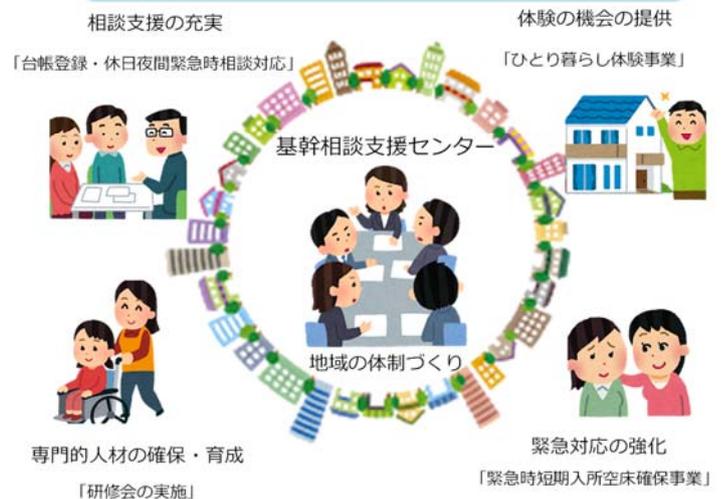
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
*地域生活支援拠点等事業の運用状況の検証及び検討の回数(回/年)	4回	4回	4回

### 【目標に向けた取り組み】

- 引き続き、松本圏域8市村で事業継続を進めるとともに、実施状況の確認や課題把握、解決に向けた協議します。

### 地域生活支援拠点の役割と機能

地域生活支援拠点等事業とは、障がいのある方やご家族が安心して暮らし続けられるように、地域の関係機関みんなで支えていく仕組みです。



## (5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が安心して地域で生活し続けることができるよう、障がい者本人や家族からの相談のほか、地域の\*相談支援事業所をはじめとした障害福祉サービス等の事業所の支援体制を充実させる取り組みを行います。

### 【現状と課題】

地域の相談支援体制として、長年にわたり松本圏域 8 市村で松本圏域障がい者総合相談支援センターを運営し、令和 2 年（2020 年）4 月からは\*障がい者基幹相談支援センターを設置していましたが、令和 5 年（2023 年）4 月からは塩尻・山形・朝日の 3 市村で障がい者基幹・総合相談支援センターとして運営し、個別相談の対応のほか、地域内の相談体制の強化を行っています。

市村はそれぞれの相談支援が機能を十分に発揮できるようバックアップします。

センター名	事業内容（相談支援の役割）
*障がい者総合相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者児等や家族、関係者等の相談窓口</li> <li>障害福祉サービスの利用支援</li> <li>社会資源を活用するための支援</li> <li>社会生活力を高めるための支援</li> <li>*権利擁護のために必要な援助</li> <li>専門機関の紹介 等</li> </ul>
*障がい者基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な相談の実施（*地域生活支援拠点等事業の調整など）</li> <li>地域の相談支援体制強化に向けての取り組み</li> <li>地域移行や地域定着の促進の取り組み</li> <li>*権利擁護、虐待防止及び意思決定支援の取り組み</li> <li>*自立支援協議会の事務局機能 等</li> </ul>

### 【国の基本指針】

- 令和 8 年度（2026 年度）末までに、各市町村において、\*障がい者基幹相談支援センターの設置等による相談支援体制強化を行う。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

### 【本市の目標と考え方】

- ・引き続き、障がい者総合相談支援センターと障がい者\*障がい者基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談体制を確保します。
- ・\*障がい者基幹相談支援センターが地域の\*相談支援事業所を訪問等による指導・助言を行う回数を見込みます。
- ・\*障がい者基幹相談支援センターによる専門指導や人材育成の件数を見込みます。
- ・塩尻地域ケアマネジメント連絡会の開催回数を見込みます。

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
総合的・専門的な相談体制	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	20 回	20 回	20 回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10 回	10 回	10 回
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込み	34 回	34 回	34 回

### 【目標に向けた取り組み】

- 相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保します。
- \*障がい者総合相談支援センターや\*障がい者基幹相談支援センターの必要な人員を確保します。

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

障がい者等の自立に向けた必要な障害福祉サービスの支給を行うため、県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ参加し、適正な支給決定や事業所指導を行うことでサービスの質の向上を図ります。

### 【現状と課題】

障害福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。

### 【国の基本指針】

- 都道府県や市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

### 【本市の目標と考え方】

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要な障害福祉サービスを提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築します。

また、障害福祉サービス費等の請求・審査・支払等の一連の事務を行う全国共通の審査支払システムを活用することにより、障がい福祉サービス費等の適正な支出や事業への指導を行います。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害福祉サービス費等の審査支払システムによる審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	1回	1回

### 【目標に向けた取り組み】

- 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ参加し、自立に向けた必要な支給決定を行います。
- 障害福祉サービス費等の請求・審査・支払等の一連の事務を行う全国共通の審査支払システムによる審査結果について分析をし、事業所や関係自治体等と共有する機会を作ります。

## (7) 障がい児支援の提供体制の整備等 第3期塩尻市障害児福祉計画

### 【現状と課題】

発達に心配のある子どもとその家庭の多くは、様々な不安を抱えており、ニーズも様々です。一人ひとりの子どもの発達や特性に応じた適切な支援が求められています。

本市では、「子育てしたくなるまち日本一」を目指し、「乳幼児健診」「\*元気っ子応援事業」をベースに、早期発見・早期療育や療育相談において、各関係機関との連携が強化され、一貫した支援体制が整備されています。さらに、重症心身障がい児等に対する支援体制を整備する必要があります。

### 【国の基本指針】

- \*児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を充実させる。
  - ・\*児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
  - ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
  - ・児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。
- 県において難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- 県に医療的ケア児支援センターを設置する。各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを配置する。
- 県に障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。

### 【本市の目標と考え方】

国の基本指針に基づいて、令和6年度（2024年度）から、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、相談支援体制を構築する。

また、市内に無い主に重症心身障がい児を支援する事業所や\*児童発達支援センターの設置に向け、地域の関係機関等と協議を行います。

項目	第3期目標	目標年度
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	松本圏域内の体制を確保しつつ、市内においても提供体制の確保をする。	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	本市に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	令和6年度

### 【目標に向けた取り組み】

- 自立支援協議会等で実施状況の確認や課題把握、解決に向けた協議をします。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向けた調整をします。

## 2 サービス等の見込量と確保の方策

第7期塩尻市障害福祉計画及び第3期塩尻市障害児福祉計画の成果目標を達成するため、\*障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障がい児を対象としたサービス、\*地域生活支援事業の見込量を設定し活動指標とするとともに、各サービス・事業の見込量の確保策を定めます。(障害福祉サービス、障がい児を対象としたサービスは巻末の資料P79を参照)

### (1) 障害福祉サービス

#### ① 訪問系サービス

日常生活を営むことに支障のある障がい者へ、居宅生活全般にわたる訪問系サービスを提供します。

#### 【現状と課題】

居宅介護の利用量は、年々増加しています。重度訪問介護は、重度の障がいがあり常に介護が必要な人へ総合的に支援を行うことから、支援を提供する事業所の確保が課題となります。行動援護は、重度な知的障がいのある人などが行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行いますが、事業所が不足しています。

#### 【本市の目標と考え方】

第6期塩尻市障害福祉計画のサービス利用状況の推移や基盤整備の状況等、需要の実態を分析し、見込量に設定します。

#### 【見込量】(1か月あたり)

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間(時間)	1,236	1,213	1,256	1,298	1,389	1,486
	利用者数(人)	102	110	121	117	124	131
重度訪問介護	利用時間(時間)	1,201	2,110	2,194	2,278	2,444	2,610
	利用者数(人)	3	12	12	12	13	14
同行援護	利用時間(時間)	67	107	115	122	137	152
	利用者数(人)	8	8	14	14	15	17
行動援護	利用時間(時間)	199	274	289	304	334	364
	利用者数(人)	11	13	14	15	16	18
重度障害者等包括支援	利用時間(時間)	0	0	0	0	0	1
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	1

#### 【見込量の確保策】

- 障害福祉サービス利用者ごとに作成するサービス等利用計画により適切な支給決定を行います。
- \* 自立支援協議会と連携を図り、圏域全体として必要な社会資源の確保に努めます。

## ② 日中活動系サービス

障害者支援施設などで日中活動の支援や提供を行います。また、障がい者の身体機能や生活能力の維持、向上等に向けた支援や就労に必要な知識、就労能力の維持、向上を図る支援などを行います。

### 【現状と課題】

生活介護、自立訓練、就労継続支援、短期入所は、年々サービス利用者が増加しています。本市では、受け皿としての社会資源等が十分な状況ではないため、計画的な基盤整備が必要です。

就労定着支援は実施している事業所が少なく、また令和7年10月から新たに\*就労選択支援が始まり、国から示されるサービス内容の周知なども含め、多様な就労支援の対応が必要です。

療養介護は医療的ケアの必要がある重度障がい者に提供されるサービスです。サービスを提供できる施設が限定されるため、利用に関しては横ばいの状況が見込まれます。

### 【本市の目標と考え方】

第6期塩尻市障害福祉計画のサービス利用状況の推移の状況等、需要の実態を分析し、見込量を設定します。

### 【見込量】（1か月あたり）

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 <small>(うち重度障がい者の利用)</small>	利用日数(日)	2,095	2,127	2,143	2,159	2,192	2,225
	利用者数(人)	109	109	110	111	112	114
	利用者数(人)	6	6	6	6	6	7
自立訓練 (機能訓練)	利用日数(日)	1	0	0	4	6	8
	利用者数(人)	0	0	0	1	1	2
自立訓練 (生活訓練) <small>(うち精神障がい者の利用)</small>	利用日数(日)	32	42	44	45	45	45
	利用者数(人)	2	3	3	3	3	3
	利用者数(人)	2	3	3	3	3	3
*就労選択支援	利用者数(人)	-	-	-	-	2	2
就労移行支援	利用日数(日)	357	307	338	368	442	531
	利用者数(人)	20	18	20	22	26	31
就労継続支援 (A型)	利用日数(日)	640	1,059	850	926	926	1,066
	利用者数(人)	28	35	40	46	46	53
就労継続支援 (B型)	利用日数(日)	3,260	3,509	3,754	3,767	3,767	3,956
	利用者数(人)	203	201	212	222	222	233
就労定着支援	利用者数(人)	5	7	8	8	8	9
療養介護	利用者数(人)	18	21	20	20	20	20
短期入所 (福祉型) <small>(うち重度障がい者の利用)</small>	利用日数(日)	51	49	58	65	65	72
	利用者数(人)	10	7	8	9	9	9
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	1
短期入所 (医療型) <small>(うち重度障がい者の利用)</small>	利用日数(日)	21	3	10	18	18	18
	利用者数(人)	3	1	2	3	3	3
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	1

### 【見込量の確保策】

- 障害福祉サービス利用者ごとに作成するサービス等利用計画に基づき、より適切な支給決定を行います。
- \*自立支援協議会との連携を取り、地域全体として必要な社会資源の整備を促進します。

### ③ 施設系サービス

\* 共同生活援助（グループホーム）や施設入所において、相談やその他の日常生活上の援助、介護などを提供します。

#### 【現状と課題】

グループホームは、地域移行の受け皿として重要な役割を担っています。

市内のグループホームは令和5年度（2023年度）に1か所が新たに開所しました。今後も家族からの自立や地域移行を進めるにあたり、依然、高いニーズがあると見込まれます。

施設入所支援について、国では地域生活への移行者の増加と施設入所者の減少を基本方針として掲げているものの、障がい者自身の高齢化による重度化、介護者の高齢化等から一定数のニーズがあります。

#### 【本市の目標と考え方】

在宅の障がい者のグループホーム利用の希望もありますが、施設入所者の地域生活への移行及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を考慮すると、\* 共同生活援助（グループホーム）は、今後もニーズが高くなることが予想されます。

施設入所支援については、今後、新規入所者があっても地域移行を進めることにより、施設入所者が増加しないとする値を設定しました。

#### 【見込量】（1か月あたり）

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
（うち精神障がい者の利用）	利用者数（人）	-	0	0	1	1	1
* 共同生活援助	利用者数（人）	79	82	86	91	100	109
（うち日中サービス支援型生活援助）	利用者数（人）	-	6	6	6	7	7
（うち精神障がい者の利用）	利用者数（人）	-	23	24	25	27	30
（うち重度障がい者の利用）	利用者数（人）	-	0	0	0	0	1
施設入所支援	利用者数（人）	53	55	55	54	54	53

#### 【見込量の確保策】

- グループホームの計画的な整備を促進します。
- 障害福祉サービス利用者ごとに作成するサービス等利用計画に基づき、より適切な支給決定を行います。

#### ④ 相談支援

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、  
\*ケアマネジメントによるきめ細かな支援をするために、適切なサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の提供を行います。

##### 【現状と課題】

市内に7か所の\*相談支援事業所がありますが、時期によっては、新規のケースを受けにくい状況です。また、地域移行支援や地域定着支援を実施することができる指定一般相談支援事業所が少ないことが課題です。

##### 【本市の目標と考え方】

障害福祉サービス利用者全員の相談支援の回数を算出し、月あたりの数を見込量としました。

地域移行支援や地域定着支援は現在利用がないものの、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う支援として必要であるため、施設からの地域移行者の目標を達成するための見込量を算出しました。

##### 【見込量】（1か月あたり）

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人)	130	138	142	145	152	160
地域移行支援	利用者数(人)	0	0	0	1	1	2
(うち精神障がい者の利用)	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人)	0	0	0	0	1	1
(うち精神障がい者の利用)	利用者数(人)	0	0	0	0	1	1

##### 【見込量の確保策】

- \*相談支援事業所（指定特定・指定障害児）の設置を促進します。
- 地域移行支援、地域定着支援を実施する指定一般相談支援事業所の設置を促進します。
- 施設入所者は一定期間毎のモニタリングを通じて、\*地域移行支援につなげます。

## (2) 障がい児を対象としたサービス 第3期塩尻市障害児福祉計画

### 【現状と課題】

平成24年(2012年)に児童福祉法が改正され、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援が創設されました。また、平成30年度(2018年度)からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援等のために外出することが著しく困難である障がい児に居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されました。

本市では、障害児通所支援事業所は徐々に増えてきていますが、医療的ケア児を含むすべての障がい児が必要な療育を受けられるよう、他機関や他部署と連携し、切れ目のない支援体制の構築について十分検討することが必要です。

### 【本市の目標と考え方】

第2期塩尻市障害児福祉計画の実績をもとに、利用人数と利用量を見込みました。

### 【実績と見込量】(1か月あたり)

区分	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数(日)	352	348	360	374	388	403
	利用児童数(人)	71	76	84	92	101	142
放課後等デイサービス	利用日数(日)	892	970	1132	1245	1369	1505
	利用児童数(人)	100	115	130	149	171	196
保育所等訪問支援	利用日数(日)	1	2	2	3	4	5
	利用児童数(人)	1	2	2	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	利用日数(日)	0	0	0	0	1	1
	利用児童数(人)	0	0	0	0	1	1
福祉型児童入所支援	利用児童数(人)	0	0	0	0	1	1
医療型児童入所支援	利用児童数(人)	5	0	0	0	1	1
障害児相談支援	利用児童数(人)	55	59	64	69	74	79
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	配置人数(人)	0	0	0	1	1	1

### 【見込量の確保策】

- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健等との十分な連携を取り、障がい児から障がい者へと切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置し、相談支援体制の充実を図ります。

### (3) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 第3期塩尻市障害児福祉計画

市では、令和元年度（2019年度）に「塩尻市子ども・子育て支援事業計画」を含む「元気っ子育て成支援プランⅢ」を策定し、5年間の子育て支援施策について定めています。個々の事情を持つ家庭に対しても、きめ細かい子育て支援を行います。

#### 【現状と課題】

市内には、公立保育園15園のほか、いずれも私立の保育園1園、幼稚園4園（うち2園は認定こども園）、地域型保育施設（小規模保育事業所）5か所があります。障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもの成長発達を支援するため、また、保護者などの意思を尊重した就園・就学を支援するため、公立保育園では保育士等を手厚く配置し、受け入れ体制を整えています。私立保育園、幼稚園及び認定こども園に対しても、受け入れ体制の確保のため、各種補助を行っています。

#### 【本市の目標と考え方】

障がい児が、地域の支え合いと連携のなかで生活するため、自立に向けたサポート体制を確立するとともに、地域全体で支援していくことを目指しています。見込量は、障がいの有無に関わらず各施設に入所する見込みの人数を記載しています。

#### 【実績と見込量】（1か月あたり）

区分	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1号認定 （3～5歳の教育認定幼稚園、認定こども園の幼稚園部分）	利用児童数 （人）	268	242	245	266	266	266
2号認定 （3～5歳の保育認定保育所、認定こども園の保育所部分）	利用児童数 （人）	1,328	1,253	1,222	1,258	1,258	1,258
3号認定 （0～2歳の保育認定保育所、認定こども園の保育所部分、地域型保育施設）	利用児童数 （人）	551	584	580	595	595	595
放課後児童健全育成事業（6～12歳 児童クラブ等）	登録児童数 （人）	998	1,011	1,039	1,134	1,134	1,134

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの実績値については、1号認定は各年度5月1日時点の人数、2号認定及び放課後児童健全育成事業は各年度4月1日時点の人数、3号認定は各年度4月1日時点の入所申込者数を記載しています。

#### 【見込量の確保策】

- 手厚い保育環境を整え、受け入れ体制を確保するため、保育士の確保に努めます。
- 保育士の研修を行い、一人ひとりの子どもに適した保育を行います。

## (4) 地域生活支援事業

\* 地域生活支援事業は、市町村が主体となって実施する事業です。障害福祉サービス及びその他のサービスを利用し、障がい者の日常生活または社会生活の支援を行います。

\* 地域生活支援事業は、地域生活における日中活動や余暇活動を支援するサービスとして、ニーズが高く、浸透してきている現状にあります。今後も、各メニューの利用の増加が見込まれます。

### ① 相談支援事業

障害者相談支援事業により、障がい者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関との連絡調整、\*権利擁護のために必要な援助等を行います。

#### 【現状と課題】

平成22年（2010年）10月から\*障がい者総合相談支援センターボイスを塩尻市保健福祉センター内に設置し、本市を含めた地域の相談支援体制の充実を図りました。

令和2年（2020年）4月からは、\*障がい者基幹相談支援センターをボイス内に設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行っていきます。

#### 【本市の目標と考え方】

個別相談を行う障がい者総合相談支援センターや、地域の相談支援体制の中核機関を担う\*障がい者基幹相談支援センター、\*自立支援協議会、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業、\*成年後見制度利用支援事業を引き続き実施します。

#### 【実績と見込量】（1年あたり）

区 分	単 位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
*障がい者総合相談支援センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
*障がい者基幹相談支援センター	実施の有無	1	1	1	1	1	1
*障がい者基幹相談センター等機能強化事業	実施の有無	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	1	1	1	1	1	1
*自立支援協議会	実施の有無	1	1	1	1	1	1

※実施の有無の場合、「有」は1、「無」は0

#### 【見込量の確保策】

- \*自立支援協議会及び\*障がい者総合相談支援センター、\*障がい者基幹相談支援センターと連携を図り、各事業を円滑に推進します。

## ② 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者、\*要約筆記者の派遣を行い、意思疎通が円滑にできるよう支援を行います。

### 【現状と課題】

手話通訳者・\*要約筆記者の派遣申請の件数は、新型コロナウイルスの影響のため令和2年度（2020年度）以降は減少傾向でしたが、令和5年度（2023年度）から増加傾向となっています。また、新規の通訳者等の確保が重要となっています。

### 【本市の目標と考え方】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、第6期計画の実績推移をもとに見込量を設定します。

### 【実績と見込量】（1年あたり）

区 分	単 位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・*要約筆記者派遣事業	実利用件数	434	391	542	601	667	740
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1	1	1	1

### 【見込量の確保策】

- 手話奉仕員の養成講座を継続開催し、意思疎通支援の底辺の拡大に努めます。
- 県主催の手話通訳者・\*要約筆記者養成講座への受講を促進します。
- 市登録手話通訳者・\*要約筆記者の技術及び資質の向上を図ります。

## ③ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的として実施します。

### 【現状と課題】

排泄管理支援用具等、日常生活用具給付に関するニーズは、非常に高くなっています。

### 【本市の目標と考え方】

これまでの利用実績は、若干の増減があるもののほぼ横ばいで推移しています。利用実績と新規利用者等を勘案し、それぞれの利用を見込んでいます。

### 【実績と見込量】（1年あたり）

区 分	単 位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	4	3	6	4	4	5
自立生活支援用具	件数	7	13	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件数	9	8	12	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数	31	15	11	19	19	19
排泄管理支援用具	件数	1,314	474	588	792	792	792
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	3	0	2	2	2	2

### 【見込量の確保策】

- 利用者のニーズに合った日常生活用具を適切に給付できるよう、必要な予算措置に努めます。

#### ④ 移動支援事業

移動支援事業は、屋外における移動が困難な障がい者を対象に、外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的として実施します。

##### 【現状と課題】

令和2年度（2020年度）以降は新型コロナウイルスの影響のため増減がありましたが、社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の支援として必要なサービスであり、新しい生活様式下でのサービス提供の構築により、今後の利用増が予想されます。

##### 【本市の目標と考え方】

新しい生活様式に合わせた支援の確立と、地域共生の取り組みによる社会参加の機会が増えることを予測し、利用増を見込みます。

##### 【実績と見込量】（1年あたり）

区 分	単 位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業	実利用者数	123	99	133	143	154	164
	時間数	5,686	5,261	6,514	7,426	8,465	9,650

##### 【見込量の確保策】

- 利用者が適切に利用できるよう、必要な予算措置に努めます。
- 事業を提供する事業所の登録（市との委託業務契約）を促進します。

#### ⑤ ＊地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。

##### 【現状と課題】

＊地域活動支援センターは、障害福祉サービスでは対応できないケースや余暇・創作など柔軟な活動ができる利点があり、需要やニーズも固定化しており、引き続き重要な事業となっています。

##### 【本市の目標と考え方】

＊地域活動支援センターの箇所数及び延利用人数を市内設置分、市外設置分に分けて見込みます。

##### 【実績と見込量】（1年あたり）

区 分	単 位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
市内設置分	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	42	42	45	47	50	53
市外設置分	実施箇所数	2	2	4	4	4	4
	実利用者数	7	7	7	8	9	10

※市外は松本市・筑北村

##### 【見込量の確保策】

- ＊地域活動支援センター事業を確保するため、事業の運営を支援します。

## ⑥ 訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障がい者の生活を支援するため、家庭の浴槽での入浴が困難な人に対し、訪問により簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら居宅で入浴サービスを提供します。

### 【現状と課題】

令和4年度（2021年度）から実人数は横ばいです。

### 【本市の目標と考え方】

市内にあるサービス提供事業所数、利用実人数及び延人数(年)について、第6期の実績推移をもとに見込量を設定します。利用者はほぼ固定化していますが、難病の範囲が拡大したため、利用の増加を見込んでいます。

### 【実績と見込量】（1年あたり）

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	箇所数	3	3	3	3	3	3
	実人数	5	6	6	7	7	7
	延回数	430	485	540	595	595	595

### 【見込量の確保策】

- ▶ 利用者が適切に利用できるよう、必要な予算措置に努めます。

## ⑦ 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場を確保し、介護をしている家族等の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業を実施します。

### 【現状と課題】

介護をしている家族等の就労支援及び家族の一時的な休息のための支援事業として、重要な役割を果たしています。

### 【本市の目標と考え方】

新しい生活様式に合わせた支援の確立により、令和6年度以降の利用実績は増加していくと見込みます。

### 【実績と見込量】（1年あたり）

区分	単位	第6実績			第7見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所数	19	19	19	19	20	20
	実人数	32	30	29	30	31	32
	時間数	10,177	12,326	12,412	12,498	12,584	12,670

### 【見込量の確保策】

- ▶ 利用者が適切に利用できるよう、必要な予算措置に努めます。

## ⑧ 奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通支援事業の担い手となる人材の確保・養成に努め、利用者の需要に応じた体制づくりを行います。

### 【現状と課題】

手話通訳者養成につながる手話奉仕員養成講座の受講生の確保が困難な状況にあります。

### 【本市の目標と考え方】

すべての人が等しく情報を取得して意思を伝えあい、安心して暮らせる環境づくりとしてコミュニケーションにかかわる障壁を取り除くための知識の普及啓発が必要です。

### 【実績と見込量】（1年あたり）

区 分	単 位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員	登録見込数	21	13	25	20	20	20
点訳奉仕員	登録見込数	0	0	6	2	2	2
朗読奉仕員	登録見込数	5	8	12	8	8	8

### 【見込量の確保策】

- 市が実施している各奉仕員等養成講座の充実を図り、受講者の増員を促進します。
- 養成講座修了者が自主サークルで活動できるよう促進します。

## ⑨ 発達障がい児に対する支援

\*ペアレントプログラムや\*ペアレントトレーニングを実施し、保護者が子どもの特性を理解し、適切に対応するための知識や方法を身につけるよう支援します。

### 【現状と課題】

本市では\*元気っ子応援事業の一環として\*子育て応援教室（ペアレントサポートプログラム）を実施し、子どもへの関わりなどの学びを提供するとともに、保護者のストレスケアを行っています。

今後も内容及び開催方法を検討し、効果的な事業運営をしていきます。

### 【実績と見込量】

区 分	単 位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
*子育て応援教室の参加者数（実人数）	人	28	24	21	25	25	25
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	人	5	5	5	5	5	5

### 【見込量の確保策】

- 内容の充実及び開催方法を検討し、子育て応援教室の受講を促進します。

### 1 「障害」の表記について

「障害」の「害」という漢字の表記については様々な意見がありますが、その一つに「害」の字には「害悪」等の負の印象があり、表記を変更するべきとの意見があります。そのような意見を踏まえ、平成26年（2014年）2月に長野県から、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障がいのある人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記するというガイドラインが示されました。本市の計画策定にあたっては、長野県のガイドラインに沿った表記とします。

#### ◆表記の取り扱いについて

- ・「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する
  
- ・例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる
  - ア 法令の名称や用語を用いる場合
  - イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合
  - ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公示）において表記する場合 等

## 2 用語解説／障害福祉サービスの内容

### (1) 用語解説

**あ行**

#### ICT

Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術の総称。

#### インクルーシブ

「包み込むような／包摂的な」の意味。「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉から来ており、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す。

#### インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

#### インフォーマルな支え合い

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の援助のことを指す。家族、近隣、友人、民生委員、ボランティアなどが担い手となる。

**か行**

#### 共生型サービス

「障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」、「地域の実情に合わせて限られた福祉人材の有効活用」という観点から、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 30 年（2018 年）4 月施行）に新たに規定されたサービス。デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がい児・者が共に利用できるようになった。

#### 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行う。

#### ケアマネジメント

障がい者の状況に応じた最適な福祉サービスを提供するための一連の方法。福祉サービスを利用する際のプランを作成し、その効果について評価し、サービス内容を変更する。

#### 元気っ子応援事業

子どもたちが、それぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを 18 歳まで応援していく塩尻市独自の事業。

## 権利擁護

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない人に対して、生活のあらゆる場面で本人への差別的な取扱い、虐待、その他の人権侵害から擁護し、地域で自立した生活が送れるように、権利を擁護すること。

## 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、社会的障壁を取り除くために必要な調整等を行うこと。

## 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。2021年に開催された東京オリンピック・東京パラリンピックの開催に向けて策定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」の中で示されたもの。

## 子育て応援教室（ペアレントサポートプログラム）

保護者を対象にした、子どもとの関わり方や保護者のストレスケアについて学ぶ、講義とグループワーク形式の教室。

## こども家庭センター

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を連携・協働して行う機能を有する機関。児童や妊産婦の福祉、母子保健の相談を受け付けるほか、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や情報提供、関係機関との連携を図る組織。

## さ行

### 支援費制度

身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）が、その必要に応じて利用するサービスの種類ごとに支援費の給付を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる制度。平成18年（2006年）4月に障害者自立支援法へ移行した。

## 児童発達支援センター

主に集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う通所施設。

## 社会的障壁

障がい者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、考え方、その他一切のものをさす。

## 就労選択支援

令和7年度に始まる新たな障害福祉サービスで、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の強みなどを分析、評価しながら本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行うもの。

## 就労定着支援

就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るために就労先や自宅等へ訪問し、就労に伴う生活面の課題に対して必要な助言や関係機関との連絡調整などを行う。

## 手話言語条例

手話が言語であることの認識に基づき、手話言語の普及等に関し、基本理念を定め、行政及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話言語の普及等に関する施策の基本事項などを定める条例のこと。

## 障がい者基幹相談支援センター

総合的な相談業務や専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取り組み、権利擁護・虐待防止に取り組む機関。令和4年4月から塩尻市、山形村、朝日村の3市村で塩尻市保健福祉センターに設置し、令和5年からは塩尻・山形・朝日地域障がい者基幹・総合相談支援センターボイスとして活動している。

## 障害者基本計画

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された計画。

## 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

## 障がい者雇用率

障がい者雇用義務は、事業主の社会連帯の理念に基づき、各事業主が平等に身体障がい者または知的障がい者を雇用するという状態を実現することにあり、この平等の割合が雇用率である。

## 障害者差別解消法

障がい理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がい理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

## 障がい者就業・生活支援コネクター（仮称）

障がい者が地域の事業所で就業するために必要な情報提供や理解促進、啓蒙活動等を行う者を、塩尻市の独自事業として障がい者基幹相談支援センターに配置する事業。

## 障害者就労支援施設等

障害者総合支援法に規定された就労継続支援事業所（A型・B型）や就労移行事業所、生活介護事業所などのほか、障がい者を多く雇用し、必要な配慮を行っている企業、障がい者の個人事業主などが含まれます。

## 障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行なうことを目的とする。2013年（平成25年）4月の改正により、障害者総合支援法へ移行した。

## 障がい者総合相談支援センターボイス

塩尻市保健福祉センター内にある障がい者総合相談支援センター。平成22年10月開所。障がい者や障がい児、家族、支援者などから専門の相談員が面接・電話・訪問等により相談を受ける。令和5年4月からは塩尻・山形・朝日地域障がい者基幹・総合相談支援センターボイスとして活動している。

## 障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。障害者自立支援法が改正され、2013年（平成25年）4月に施行された。

## 障害者優先調達推進法

障がい者の経済的な自立を促すため、国や自治体に対し、障がい者就労施設などへ優先的、積極的に、物品や業務を発注する努力を求めている。行政側は毎年度、調達の基本方針を明らかにし、実績も公表しなければならない。

## 情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

## ジョブコーチ

就職した障がい者の相談支援を行うほか、職場に付き添い、職場における障がい者の特性に関する理解の促進などの支援を行うコーディネート役。

## 自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、一定の自己負担で医療が受けられる制度。精神通院医療、更生医療及び育成医療がある。

## 自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援体制や障がい者福祉に関する協議の場としている協議会。平成19年（2007年）2月から松本圏域の8市村（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）で設置し、令和4年4月からは塩尻・山形・朝日地域自立支援協議会として、3市村（塩尻市、山形村、朝日村）で設置して活動している。

## 成年後見支援センター

成年後見制度の利用に関する業務を行う機関で、関係機関・専門職等と連携しながら地域の権利擁護推進に取り組んでいる。塩尻市では平成25年から塩尻市社会福祉協議会へ委託し、塩尻市保健福祉センター内に設置している。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない成年者の権利や財産を法律面や生活面から保護し、支援するための仕組み。法定後見制度と任意後見制度の2種類がある。

## 全世代対応型支援体制（重層的支援体制）整備事業

既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、当事者の相談支援や地域社会とのつながりづくりのための支援、地域住民と協力して行う地域の居場所づくりなどの支援を一体的に実施するもの。

## 相談支援事業所

障害者総合支援法のサービス利用を希望する人に対し、サービス等利用計画の作成などを行う「指定特定相談支援事業所」、児童通所サービスを希望する児童のサービス等利用計画の作成を行う「指定障害児相談支援事業所」、地域移行支援や地域定着支援を行うことができる「指定一般相談支援事業所」があり、それぞれ障害福祉サービス等の利用について相談支援を行っている。

## 措置制度

障がい者が福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度。措置制度の下では利用者側の意向が尊重されにくいという構造が指摘され、社会福祉基礎構造改革以降、全体としては措置制度から契約制度への移行が加速している。

た行

## タイムケア

近隣・知人宅や市長が適当と認めた民間団体等が、家族に代わり一時的に障がい者の介護を行うことにより、障がい者とその家族の地域生活を支援する制度。

## 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。

## 地域活動支援センター

通所によって、創作活動または生産活動の機会を提供、地域社会との交流の促進等を行い、働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

## 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

## 地域生活支援事業

障がい者が、安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、地域生活において必要となる支援を行う。

## 地域生活支援拠点等事業

障がい者の重度化・高齢化などを見据え、居住支援のための①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事業。

## 地域福祉推進協議会

市民が共に支え合い、健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を図り、地域福祉の向上に資するため、(1)住み慣れた地域で暮らすための福祉の計画及び推進に関すること、(2)健康でいきいきと暮らし続けるための健康づくり及び計画策定に関することについて、総合的に協議する組織。

## 地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

## 特別支援教育

心身に障がいがあるため、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒のための教育。平成 19 年(2007 年)に「特殊教育」から「特別支援教育」に改められた。

## トライアル雇用

就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用する制度。適性や業務遂行の可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを目的としている。受け入れ企業には補助金が交付される。

## な行

### 日常生活自立支援事業

日常生活における判断能力に不安のある知的障がい者、精神障がい者等で、在宅で生活している人または在宅で生活する予定の人に対し、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理等の支援を行う。

## ニッポン一億総活躍プラン

誰もが活躍できる全員参加型の社会である「一億総活躍社会」の実現に向け、中長期的に実施する政策のパッケージ。平成 28 年(2016 年)6 月に閣議決定された。

## 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持っている施設であり、「就学前の子どもを、保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能」や「子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育て支援の機能」を備えている。

なお、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることとなる。

## 農福連携

農業者等の農業サイドと社会福祉法人や NPO 法人等の福祉サイドが連携をすることで、農業分野で障がい者等の働く場所づくり、あるいは居場所づくりを実現しようとする取り組み。

## ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を背負う人々を当然に含有するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法のこと。

## は行

### 8050 問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えている状態についての社会問題のこと。

## 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいがあり、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

## 発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害のある者に対する援助等について定めた法律。

## 避難行動要支援者登録制度

登録申請のあった避難行動要支援者について台帳を作成し、あらかじめ市と避難支援者（制度に賛同した自治会や自主防災組織、近隣住民、民生・児童委員など）が情報を共有することで、災害が発生した際、地域の方々が中心となって要配慮者の避難支援（安否確認、情報伝達、避難誘導）を行う制度。

## 副学籍

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもつことで、居住地域の子ども同士の交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

## 福祉就労施設ネットワーク会議

障がい者の就労支援を効果的に推進するため、企業をはじめ雇用・教育・福祉・行政等の各関係機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することにより、障がい者の就労を促進する。

## ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援。

## ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としたプログラム。

## ま行

### 松本圏域障害者就業・生活支援センター

国及び県から委託を受けた地域の社会福祉法人等が運営する障がい者の就労支援機関であり、就職を希望されている、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

### 松本障害保健福祉圏域差別解消協議会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、松本圏域8市村と長野県で構成し設置された協議会。障がいや理由とする差別に関する相談や相談に係る事例を踏まえ、差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うための協議を行う。

や行

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

### 要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話言語としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。

### ユニバーサル

社会のあらゆる場面で、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、すべての人にできるだけ対応した制度やまちづくりを進めること。

ら行

### ライフステージ

一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。家族においては、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期に分かれる。

### 林福連携

林業分野と障がい福祉分野が連携しながら、障がい者等の働く場所づくり、あるいは居場所づくりをすることで、林業の人材不足の解消を実現しようとする取り組み。

### レスパイト・レスパイトケア

障がい者が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

わ行

### 我が事丸ごとの地域共生社会

福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会。

## (2) 障害福祉サービス、障がい児を対象としたサービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事などの身体介護や、掃除、買い物などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護や家事援助、外出時の移動の介護を行います。
同行援護	視覚障がいのある方に対し、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要な程度が著しく高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。
生活介護	常に介護が必要な方に、主に昼間、施設で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型、B型）	一般企業等で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等に就労し、環境変化などによって生活面で課題が生じた方に、相談や事業所・家族との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間の病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
短期入所 （ショートステイ）	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、短期間、障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしをする方に、定期的な巡回訪問や随時の相談対応により、必要な情報提供や助言などの支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な未就学の児に支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
医療型児童発達支援	指定医療機関等に入院している児に日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
医療型児童入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行います。

### 3 計画策定の経緯

#### 令和5年度（2023年度）の取り組み

日 付	経 過
令和5年 7月 3日	障害者手帳所持者に対する障がい者福祉に関するアンケートの実施 (7月3日～7月28日)
7月 6日	第1回地域福祉推進協議会にて協議
10月19日	第2回地域福祉推進協議会にて協議
12月19日	市民パブリックコメント（～1月17日：素案）
12月22日	政策調整プロジェクト会議にて協議
令和6年 1月11日	庁議にて協議
1月20日	塩尻市手をつなぐ親の会懇談会にて協議
1月22日	市民パブリックコメント（～2月19日：案）
1月24日	塩尻・山形・朝日地域自立支援協議会にて協議
1月25日	第3回地域福祉推進協議会にて協議
2月 9日	塩尻市療育ネットワーク会議にて協議
2月20日	政策調整プロジェクト会議にて協議
2月29日	庁議にて協議

---

## 塩尻市障がい者福祉プラン

第九次塩尻市障がい者福祉推進プラン

第7期塩尻市障害福祉計画

第3期塩尻市障害児福祉計画

令和6年（2024年）4月発行

編集・発行 塩尻市健康福祉部福祉支援課

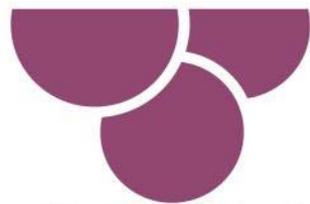
〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

電話：0263-52-0280（代）

E-mail：shogaifukushi@city.shiojiri.lg.jp

---



shiojiri

いまき満彩 信州しおじり